

日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 電 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp
営業連絡 nichiboukyou2@dunet.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3月度理事会の概要 1

情 報

◎官報 (号外第62号) 平成25年3月27日

- 【政令】 消防法施行令の一部を改正する政令 (第88号) 5~7
- 【省令】 消防法施行規則の一部を改正する省令 (総務省令第21号) 8~10
- 消防用ホースの技術上の規格を定める省令 (総務省令第22号) 10~16
- 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用する
ねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令 (総務省令第23号) 16~22
- 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令 (総務省令第24号) 22~28
- 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令
(総務省令第25号) 28~30
- エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令 (総務省令第26号) 30~36
- 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条
第二項及び危険物の規制に関する政令第22条第二項の技術上の基準に関する
特例を定める省令 (総務省令第27号) 36
- 消防法施行規則等の一部を改正する省令 (総務省令第28号) 36~37
- 【告示】 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令
第30条第二項及び危険物の規制に関する政令第22条第二項に規定する総務
大臣が定める日を定める件 (総務省告示第133号) 38
- 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準 (消防庁告示第2号) 38~41
- エアゾール式簡易消火具に関する件を廃止する件 (消防庁告示第3号) 41

事務局だより

・組合の主な予定 ・組合員情報 ・共済制度について ・注文は今後も FAX で 4 2

3 月度理事会概要

開催日時： 平成25年3月21日（木）15時00～17時00分

開催場所： 文京シビックセンター5階B会議室

文京区春日1-16-21

出席役員数： 8人

(1) 理事長挨拶

年度末のお忙しい中、理事会に参集いただきありがとうございます。気候変動の激しい折、皆様健康管理にご留意ください。それでは、只今から3月度理事会を開催します。宜しく、お願いします。

(2) 業務報告

① 事務局運営・渉外

- ・ 3月15日（金）永年勤続表彰候補者の推薦について、全組合員に案内（FAX）。
- ・ 第46回組合通常総会（5月23日）までのスケジュールが事務局から報告された。

② 広報

防災組合ニュース3月10日号 発行。

③ 教育

新年度の教育事業の具体的計画について、関係者に打診調整を行っている。

④ 福利厚生・企画

特になし。

⑤ 財務

売上は予算をほぼ達成する見込みであるが、原価率が厳しく、売上利益率が厳しくなっている。厳しい決算になりそうである。

⑥ 共同購買

財務報告の通り目標原価率確保が厳しい状況にある。このような中であって、引き続き各位のご協力をお願いする。

⑦ 開発

特になし。

⑧ 研究部会

50周年記念事業の進め方について審議を行った。
(審議事項・参照)

⑨ 青年部会

特になし。

⑩ 防排煙設備検討委員会

建築設計業界からの要望により、同業界の若手へ7月頃に講習会を行う予定。実施にあたり、盤借用等について能美防災からご協力を頂く。

⑪ 支部運営促進

特になし。

⑫ その他の事業

特になし。

(3) 議案の審議

第1号議案 新年度予算案について

財務担当から予算案の内容詳細説明に基づき審議を行った。
賦課金収入予算は、現状の組合員数(122社)とする。

第2号議案 新年度事業計画について

事務局から計画案資料を配布。各理事は関係事項を精査の上、変更事項があれば事務局へ連絡する。

第3号議案 50周年記念行事について
年記念行事検討の責任者は大塚専務理事にお願いする。
今後の経営見込みをも考慮しつつ、事業内容（規模）を
検討する。

(4) その他

- ・三役会 4月18日（木）午前10時00分から
於：組合事務所
- ・会計監査 4月23日（火）午後1時00分から
於：文京シビックセンター 5階C会議室
（昼食付、詳細は別途案内）
- ・次回理事会 4月26日（金）午後2時00分～4時00分
於：文京シビックセンター 5階A会議室

平成25年3月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
2月21日 (木)	2月度理事会 (文京区民センター2階B会議室) 業務決裁	・・・ 藤岡副理事長
2月26日 (火)	業務決裁	・・・ 大塚専務理事
2月27日 (水)	業務決裁	・・・ 藤岡副理事長 (会社にて)
3月 5日 (火)	業務決裁	・・・ 大塚専務理事
3月 7日 (木)	業務決裁	・・・ 藤岡副理事長 (会社にて)
3月 8日 (金)	防災組合ニュース (1月10日号)	
3月13日 (水)	小出会計事務所 (経営診断)	
3月15日 (金)	永年勤続表彰候補者の推薦について、 全組合員に案内 (FAX)	
3月21日 (木)	3月度理事会 (文京シビックセンター5階B会議室) 業務決裁	・・・ 藤岡副理事長

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十八号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八條第一項、第八條の二第一項、第八條の二の二の五、第十七條の三第二項、第十七條の三の二、第十七條の三の三、第二十一條の二第一項、第二十一條の五第一項及び第二十一條の十六の二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。
第五條の六第一号中「次条」の下に「及び第三十七條第七号」を加え、同条第二号中「第三十七條第七号から第七号の三まで」を「第三十七條第四号から第六号まで」に改める。

第十一條第三項第一号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。

第十一條第三項第二号中「第一項」を「第一項各号」に、「次に」を「次のイ若しくはロに」に改め、イ次に掲げる基準

(1) 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が十五メートル以下となるように設けること。

(2) 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。

(3) 屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとする。

(4) 水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に二立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(5) 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・二五メガパスカル以上で、かつ、放水量が六十リットル毎分以上の性能のものとする。

(6) 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所に設けること。

(7) 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

ロ 次に掲げる基準
(1) 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

(2) 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。

(3) 屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとする。

(4) 水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(5) 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・一七メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上の性能のものとする。

(6) 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所に設けること。

(7) 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。
第十一條第三項第二号ハからホまでを削る。

第十二條第四項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。
第十五條の見出し中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条第一号中「泡消火設備」を「泡消火設備の泡放出口」に改め、同条第二号中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条第六号中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条第七号とし、同条第五号中「泡消火薬剤」を「泡消火薬剤」に改め、同条第六号とし、同条第四号中「泡消火薬剤」を「泡消火薬剤」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「泡消火設備の泡放射用器具」を「泡消火設備の泡放射用器具」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 移動式の泡消火設備の消防用ホースの長さは、当該泡消火設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。

第十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 移動式の不活性ガス消火設備のホースの長さは、当該不活性ガス消火設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。

第十七条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 移動式のハロゲン化物消火設備のホースの長さは、当該ハロゲン化物消火設備のホース接続口からの水平距離が二十メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。

第十八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 移動式の粉末消火設備のホースの長さは、当該粉末消火設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。

第十九条第三項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 屋外消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋外消火栓設備のホース接続口からの水平距離が四十メートルの範囲内の当該建築物の各部分に有効に放水することができる長さとする。

第十九条第四項中「泡消火設備」を「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に改める。

第二十条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 動力消防ポンプ設備の消防用ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備の水源からの水平距離が当該動力消防ポンプの規格放水量が〇・五立方メートル毎分以上のものにあつては百メートル、〇・四立方メートル毎分以上〇・五立方メートル毎分未満のものにあつては四十メートル、〇・四立方メートル毎分未満のものにあつては二十五メートルの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放水することができる長さとする。

第二十条第五項第一号中「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に改め、同項第二号中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に、「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同項第三号中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改める。

第三十七条中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第七号の二を第五号とし、第七号の三を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 住宅用防災警報器

第三十七条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 消防用ホース

第四十一条に次の三号を加える。

四 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具

五 エアゾール式簡易消火具

六 漏電火災警報器

別表第一(内)項口及びハを次のように改める。
口 次に掲げる防火対象物

- (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七條第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五條の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
- (2) 救護施設
- (3) 乳児院
- (4) 障害児入所施設
- (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四條第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害者支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という)を主として入所させるものに限る。))又は同法第五條第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)

- ハ 次に掲げる防火対象物
 - (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(口(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五條の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(口(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
 - (2) 更生施設
 - (3) 助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六條の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの
 - (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六條の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)
 - (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(口(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

別表第三中消防用ホースの項及び結合金具の項を削り、漏電火災警報器の項を次のように改める。

住宅用防災警報器

一件につき 十六万六千三百円 一個につき 五十円

別表第三備考中「消防用ホース、結合金具」及び「漏電火災警報器」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条第四項の改正規定 公布の日

二 第十一条第三項、第十五条から第十八条まで、第十九条第三項及び第二十条第四項の改正規定並びに附則第六条の規定 平成二十五年十月一日

三 別表第一(内)項口及びハの改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十七年四月一日

(消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に消防法(以下「法」という。)第二十一条の九第一項の規定による表示が付され、又は法第二十一条の二第四項の規定に違反して販売され、販売の目的で陳列され、若しくはその設置、変更若しくは修理の請負に係る工事に使用された消防用ホース、結合金具(消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具をいう。次項において同じ。)又は漏電火災警報器については、この政令による改正後の消防法施行令(附則第五条において「新令」という。)第三十七条及び第四十一条の規定にかかわらず、法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等とみなして、法第四章の二第一節の規定にかかわらず、法第二十一条の二(含む)を適用する。

2 この政令の施行の際現に法第二十一条の十一第一項の規定による試験を申請し、かつ、同条第三項において準用する法第二十一条の三第三項の規定によりその試験結果が通知されていない消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器の当該試験に係る手数料で既に納付されたものは、返還するものとする。

(住宅用防災警報器に関する経過措置)
第三条 住宅用防災警報器については、平成三十一年三月三十一日までの間は、法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、法第四章の二第一節の規定による検定を受けることを要しないものとし、同条第四項の規定は、適用しない。

(エアゾール式簡易消火具に関する経過措置)
第四条 エアゾール式簡易消火具については、平成二十九年三月三十一日までの間は、法第二十一条の十六の二の規定は、適用しない。

(防火対象物の用途の改正に伴う経過措置)
第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(内)項口及びハ並びに(外)項イに掲げる防火対象物(同表(外)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(内)項口又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(内)項イに掲げる防火対象物(同表(外)項イに掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第十一条、第十二条、第二十一条の二及び第二十三条から第二十五条までの規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(内)項口及びハ並びに(外)項イに掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(内)項口及びハ並びに(外)項イに掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第十一条、第十二条、第二十一条の二及び第二十三条から第二十五条までの規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第六条 この政令(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(危険物の規制に関する政令の一部改正)

第七条 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。
第二十二条中「第四号まで、第六号から第七号の三まで若しくは第九号から第十一号まで又は同令第四十一条各号」を「第六号まで若しくは第八号から第十号まで又は同令第四十一条第一号から第四号まで」に改める。

総務大臣 新藤 義孝
内閣総理大臣 安倍 晋三

○総務省令第二十一号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の三第二項、第二十一条の九第一項及び第二十一条の十六の三第一項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十一条第三項、第十二条第二項、第二十九条第二項、第三十三条及び別表第一内項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を第八項とし、第二項の次に次の五項を加える。

3 令別表第一内項ロ(1)の総務省令で定める区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第三号から第五号までに掲げる区分とする。

4 令別表第一内項ロ(1)の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 令別表第一内項ロ(1)に規定する避難が困難な要介護者（次号において「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）

二 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）

5 令別表第一内項ロ(5)の総務省令で定める区分は、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第二条第四号から第六号までに掲げる区分とする。

6 令別表第一内項ハ(1)の総務省令で定めるものは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イ及びロ(1)に掲げるものを除く。）とする。

7 令別表第一内項ハ(3)の総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項ロに掲げるものを除く。）とする。

第六条第一項中「第五条第三項第二号」を「第五条第八項第二号」に、「第五条第三項第一号」を「第五条第八項第一号」に改める。

第十条中「第五条第三項第二号」を「第五条第八項第二号」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（一人で操作することができる屋内消火栓設備の基準）

第十一条の二 令第十一条第三項第二号イ(3)及びロ(3)の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第五号に規定する消防用保形ホースであること。

二 延長及び格納の操作が容易にできるものとして消防庁長官が定める基準に適合するように収納されていること。

第十二条第一項中「第十一条第三項第二号イからホまで」を「第十一条第三項第二号イ又はロ」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一 屋内消火栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置又は天井に設けること。

ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとする。

第十二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具は、消防庁長官が定める基準に適合するものとする。

第十二条第一項第二号中「次号口」の下に「又はハ(イ)」を加え、同項第三号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ 屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとする。この場合において、ロの規定は適用しない。

(イ) 屋内消火栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ) 消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

第十二条第一項第六号イ及び第七号ホ中「屋内消火栓の」を「屋内消火栓設備の」に改め、同号へ(ロ)中「延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること」を「前条各号の基準に適合するように設けること」に改め、同条第二項中「第十一号第三項第二号イからホまで」を「第十一号第三項第二号イ」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条に次の一項を加える。

3 令第十一条第三項第二号ロに規定する屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第一項(第六号へ並びに第七号ハ(イ)及びへを除く。)及び前項(第二号から第五号までを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 主配管のうち、立上り管は、管の呼びで四十ミリメートル以上のものとする。
- 二 ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数(設置個数が二を超えるときは、二とする。)に九十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

第十三条の六第三項第三号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ 補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとする。この場合において、ロの規定は適用しない。

(イ) 補助散水栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ) 消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

第十三条の六第三項第五号中「に設けること」を「又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとする」に改め、同項第六号中「延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること」を「第十一条の二各号の基準に適合するように設けること」に改め、同項第七号中「補助散水栓」の下に「及び放水に必要な器具」を加える。

第十四条第一項第十一号中「第十二条第二項第四号、第五号若しくは第六号ロ」を「第十二条第二項第三号、第四号若しくは第五号ロ」に改める。

第十八条第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 移動式の泡消火設備の消防用ホースは、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

第二十二條第一号の次に次の一号を加える。
 一の二 屋外消火栓設備の放水用器具は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。
 第二十二條第十号二中「屋外消火栓」を「屋外消火栓設備」に改める。

第二十四条の三第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか」を削り、同項第五号中「設ける漏電火災警報器は、遮断機構を有するものとし、遮断機構の部分は」を「漏電火災警報器を設ける場合にあつては、その作動と運動して電流の遮断を行う装置を」に改め、同項を同条とする。

第三十一条第六号ロ中「二本以上とすること」を「二本以上とするほか、消防庁長官の定める基準に適合するものであること」に改める。

第三十一条の二の二第一号中「百五十メガヘルツ帯又は消防長若しくは」を「消防隊相互の無線連絡が容易に行われるものとして消防長又は」に改める。

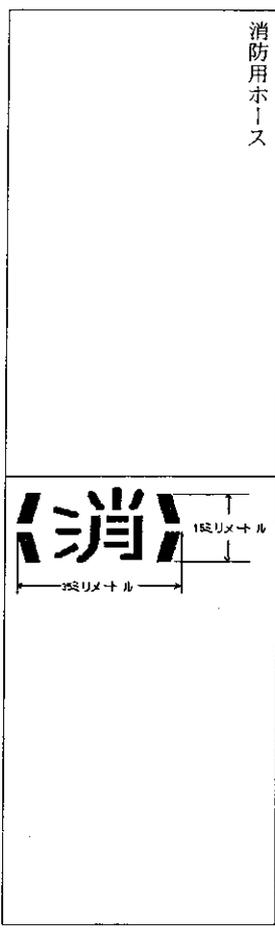
第三十四条の四中「第三十七条第七号の二」を「第三十七条第五号」に改める。
 別表第二中消防用ホース及び結合金具の項を削り、漏電火災警報器の項を次のように改める。

住宅用防災警報器	完成品	七個	二十個
	電源変圧器	三個	

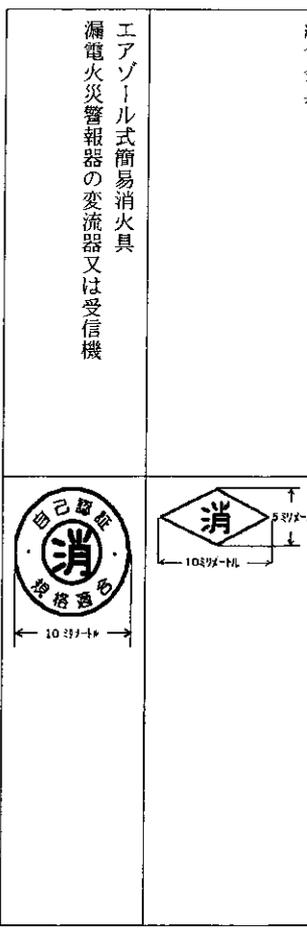
別表第二備考中「漏電火災警報器の変流器若しくは受信機」を「住宅用防災警報器」に改める。
 別表第三中「漏電火災警報器の変流器又は受信機」を削り、消防用ホース及び結合金具の項を削り、

同表中
 流水検知装置
 一 斉開放弁
 を
 流水検知装置
 一 斉開放弁
 住宅用防災警報器
 に改める。

別表第四中動力消防ポンプの項の次に次のように加える。



別表第四中消防用吸管の項の次に次のように加える。



エアゾール式簡易消火具
 漏電火災警報器の変流器又は受信機

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一条の次に一条を加える改正規定、第十二条、第十三条の六第三項、第十四条第一項、第十八条第四項、第二十二條及び第三十一条の改正規定並びに附則第二条第一項の規定 平成二十五年十月一日
- 二 第五条、第六条第一項及び第十条の改正規定 平成二十七年四月一日

(経過措置)

第二条 附則第一条第一号の規定の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成二十六年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管のうち、改正後の消防法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十一条の二、第十二条、第十三条の六、第十八条、第二十二條及び第三十一条の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における漏電火災警報器のうち、新規則第二十四条の三の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における無線通信補助設備のうち、新規則第三十一条の二の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十八年五月三十一日又は施行の日から起算して二年二月を超えない範囲内において消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）若しくは消防署長が定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

第三条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正（石油コンビナート等）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第一号八中「第三十七條第一項第四号」を「第四十一條第二号」に改め、同条第三項第一号八中「第三十七條第一項第六号」を「第四十一條第四号」に改める。

○ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防用ホースの技術上の規格を定める省令

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 平ホース（第六条―第十七条）
- 第三章 保形ホース（第十八条―第三十二条）
- 第四章 大容量泡放水砲用ホース（第三十三条―第三十六条）
- 第五章 濡れホース（第三十七条―第四十六条）
- 第六章 雑則（第四十七条）

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この省令は、消防用ホースの技術上の規格を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消防用ホース 消防の用に供する平ホース、保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。
- 二 平ホース ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施した消防用ホース（保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースを除く。）をいう。
- 三 保形ホース ホースの断面が常時円形に保たれる消防用ホースをいう。
- 四 大容量泡放水砲用ホース 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる消防用ホースをいう。
- 五 濡れホース 水流によりホース全体が均一に濡れる消防用ホースをいう。
- 六 使用圧 折れ曲がった部分のない状態における消防用ホースに通水した場合の常用最高使用水圧（単位 メガパスカル）をいう。
- 七 設計破断圧 ホースが破断しない最高の圧力として設計された水圧（単位 メガパスカル）をいう。
- 八 ジャケット たて糸及びよこ糸により筒状に織られたものをいう。
- 九 ダブルジャケット 平ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。

(消防用ホースの構造)

- 第三条 消防用ホースの構造は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 製造方法が適切で、耐久力に富み、かつ、使用上支障のないものであること。
 - 二 良質の材料を使用したものであること。
 - 三 被覆（ジャケット）の外面を保護するために、ゴム又は合成樹脂その他外力に対して強度を有する材料により覆ったものをいう。以下同じ。）のないジャケットにあつては、全体にわたり均等に、かつ、しっかりと織られていること。
 - 四 被覆のあるジャケットにあつては、全体にわたり均等に織られ、編まれ、又は巻かれていること。
 - 五 織り等のむら、糸切れ、糸抜け、糸とび、著しい汚れ、ふし、外傷、きょう雑物の混入、よこ糸の露出又は補修不完全がないこと。
 - 六 縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあつては、縦色線又は縦線を有しないものとすることができる。
- (内径)
- 第四条 消防用ホース（大容量泡放水砲用ホースを除く。）は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。

呼称	内径（単位 ミリメートル）
百五十	百五十二以上百五十六以下
百二十五	百二十七以上百三十一以下
百	百二以上百五以下
九十	八十九以上九十二以下

七十五	七十六以上七十九以下
六十五	六十三・五以上六十六・五以下
五十	五十一以上五十四以下
四十	三十八以上四十一以下
三十	三十・五以上三十三・五以下
二十五	二十六以上二十八以下
二十	十八以上二十以下

2 大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大容量泡放水砲用ホースに表示された呼び径（大容量泡放水砲用ホースの設計された内径（単位 ミリメートル）をいう。以下同じ。）からその呼び径の百パーセントの内径までの範囲内のものでなければならぬ。

第五条 消防用ホースは、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示するものでなければならぬ。

- 一 消防用である旨
 - 二 製造者名又は商標
 - 三 製造年
 - 四 届出番号
 - 五 呼称（大容量泡放水砲用ホースを除く）、長さ（単位 メートル）及び第十条ただし書又は第二十二条ただし書が適用されるものにあつてはその用途
 - 六 「使用圧」という文字及び使用圧
 - 七 「設計破断圧」という文字及び設計破断圧（設計破断圧が使用圧の三倍以上の平ホース、保形ホース及び濡れホース並びに大容量泡放水砲用ホースを除く）
 - 八 ダブルジャケットのものにあつては、その旨
 - 九 保形ホースにあつては、最小曲げ半径（ホースを円形に曲げた場合に、曲げる方向と直角方向の外径が五パーセント増加したときの内円の半径の最小値をいう。以下同じ。）（単位 センチメートル）
 - 十 大容量泡放水砲用ホースにあつては、次に掲げる事項
 - イ 大容量泡放水砲用である旨
 - ロ 呼び径
 - 十一 使用圧を超えない動力消防ポンプに用いる旨
 - 十二 濡れホースにあつては、その旨
- 2 前項第七号の表示は、小数点以下一位未満の数値を切り捨てて得た数値を表示するものとする。
- 第二章 平ホース
- 第六条 平ホースは、次の表のとおり区分する。

使用圧	呼称
一・六	百五十 百二十 百
二・〇	百 九十 七十五 六十五 五十
二・六	九十 七十五 六十五 五十 四十

一・三	百五十 百二十 百	九十 七十五 六十五 五十 四十
〇・九	百五十 百二十	六十五 五十 四十 三十 二十五
〇・七		六十五 五十 四十 三十 二十五

第七条 平ホースの内張り及び被覆に使用されているゴムは、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 切断時引張応力が、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格（以下「JIS」という。）K 六二五-1で定める方法により採取したダンベル状三号形試験片（以下この条において「三号形試験片」という。）を用いてJIS K 六二五-1の切断時引張応力を測定した場合に、十三メガパスカル以上であること。
- 二 切断時引張力が、空気加熱老化試験（七十度プラスマイナス一度の温度に九十六時間放置した後、三号形試験片を用いてJIS K 六二五-1の引張試験を行うものを用いて）を行った場合に、七・八メガパスカル以上であること。
- 三 切断時伸びが、三号形試験片を用いてJIS K 六二五-1の切断時伸びを測定した場合に、四百二十パーセント以上であること。
- 四 次の式で求めた永久伸びが、二十五パーセント以下であること。

$$\text{永久伸び}(\%) = \frac{L_1 - L_0}{L_0} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- L₀ JIS K 六二五-1で定める方法により採取したダンベル状一号形試験片（以下この条において「一号形試験片」という。）に付された伸び測定用の標線間の距離（単位 ミリメートル。以下この号において「標線距離」という。）
- L₁ 一号形試験片をJIS K 六二五-1の引張試験において算出した伸びの約二分の一に相当する長さに引張り、十分間保持した後、急に収縮させ、十分間放置した後、測定した標線距離

- 2 平ホースの内張り、被覆及び塗装（ジャケットの外表面を着色等するために、塗料等を塗布したものをいう。以下同じ。）に使用されているゴムは、折り畳んだホースの上に二ニュートン毎平方センチメートルの荷重を加え、七十度プラスマイナス一度の温度に九十六時間放置しても、相互に接着しないものでなければならぬ。
- 3 平ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第一項第一号及び第二号の規定並びに次の各号に適合するものでなければならぬ。
 - 一 伸びが、三号形試験片を用いてJIS K 六二五-1の切断時伸びを測定した場合に、二百六十パーセント以上であること。
 - 二 ホースの長さ三十センチメートルの部分をつ三つ折りに畳み、その上に二ニュートン毎平方センチメートルの等分布荷重を加え零下二十五度プラスマイナス二度の温度に二十四時間放置した後、荷重を取り除き、折り曲げ部分の反転を繰り返して十回行った後、次条第二号及び第三号の規定並びに第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）に適合すること。
 - 三 三メートル以上のホースにその容積の十パーセントに相当する水を入れ、その両端を塞ぎ七十度プラスマイナス三度の温度に三百六十時間放置し、室温で十日間以上放置した後、次条第二号及び第三号の規定並びに第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）に適合すること。

四 一号形試験片を室温で二十四時間以上乾燥器中に放置した後、質量を測定し、当該試験片を百度プラスチック二度とした加熱器中に四十八時間つるし、室温で乾燥器中に放冷した後、再び質量を測定した場合に、次の式で求めた減量が、二パーセント以下であること。

$$\text{減量}(\%) = \frac{W_1 - W_2}{W_1} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

W₁ 加熱前の質量 (単位 グラム)

W₂ 加熱後の質量 (単位 グラム)

(内張り)

第八条 平ホースの内張りは、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 ゴム又は合成樹脂の厚さが〇・二ミリメートル以上であること。

二 ジャケットとの密着の強さは、ジャケットのたて糸及びよこ糸の各方向について、JIS K 六二五六一の布とはく離強さ(試験片の長さは、百ミリメートル以上とする。ただし、百ミリメートルに満たないよこ糸方向のものにあつては、円周の長さとしてることができる。)を測定した場合に、JIS K 六二七四に基づき解析されたピークの最小値が三二ニュートン以上であること。

三 表面にしわ等の不均一な部分がなく、水流の摩擦損失が少ないものであること。

(被覆及び塗装)

第九条 平ホースの被覆及び塗装は、しわ等の不均一な部分がないものでなければならぬ。

2 平ホースの被覆は、前条第二号の規定に適合するものでなければならぬ。

(長さ)

第十条 平ホースの長さは、乾燥させた状態で十メートル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百パーセントの長さまでのものでなければならぬ。ただし、はしご付消防自動車、屈折はしご付消防自動車又は船舶の用に供されるものその他特殊な用途に使用されるものについては、この限りでない。

(質量)

第十一条 平ホースは、乾燥させた状態で、その使用圧及び呼称に於て次の表に掲げる質量(単位 グラム毎メートル) 以下のものでなければならぬ。ただし、ダブルジャケット又は被覆のあるものにあつては、使用上支障のないものであれば、この限りでない。

使用圧	呼称	
	百五十	二百二十
二・〇	千六百	千二百
一・六	千八百	千二百
一・三	千三百	千二百
〇・九	千三百	千二百
〇・七	千三百	千二百

(耐圧試験)

第十二条 平ホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

使用圧	ホースの状態	
	まっすぐにした状態 (単位 メガパスカル)	折り曲げた状態 (単位 メガパスカル)
二・〇	四・〇	二・八
一・六	三・二	二・二
一・三	二・五	一・八
〇・九	一・八	一・三
〇・七	一・五	一・〇

(破断試験)

第十三条 平ホースは、一・五メートル以上のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。

(伸び)

第十四条 平ホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならぬ。

(よじれ)

第十五条 平ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる角度(単位 度毎メートル) 以下でなければならぬ。

使用圧	呼称	
	百五十	二百二十
二・〇	六十	八十
一・六	六十	八十
一・三	四十	六十
〇・九	四十	六十
〇・七	四十	六十

(ゆがみ)

第十六条 平ホースは、使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみ(ホース中心線及びゆがみ部分の中心線との距離の最大値をいう。以下同じ。)が、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースを基準として、使用圧一・六以上のものにあつては七百五十ミリメートル以下、使用圧一・三以下のものにあつては六百五十ミリメートル以下のものでなければならぬ。

(耐摩耗性)

第十七条 平ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に於て回数回の摩擦により漏水を生じてはならない。

使用圧	回数	
	八十回	五十回
二・〇	八十回	五十回
一・六	八十回	五十回

一・三	三十回
〇・九	二十回
〇・七	十回

第三章 保形ホース
(区分)
第十八条 保形ホースは、次の表のとおり区分する。

使用圧	呼称	長さ	質量	回数
二・〇	四十	三十	二十五	二十
一・六	四十	三十	二十五	二十
一・〇	四十	三十	二十五	二十
〇・七	四十	三十	二十五	二十

(ゴム及び合成樹脂の品質)
第十九条 保形ホースの内張り及び被覆に使用されているゴムは、第七条第一項各号の規定に適合するものでなければならない。

2 保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。
(内張り)
第二十条 保形ホースの内張りは、第八条各号の規定に適合するものでなければならない。
(被覆及び塗装)
第二十一条 保形ホースの被覆及び塗装は、しわ等の不均一な部分がないものでなければならない。

2 保形ホースの被覆は、第八条第二号の規定に適合するものでなければならない。
(長さ)
第二十二条 保形ホースの長さは、乾燥させた状態で十メートル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百パーセントの長さまでのものでなければならない。ただし、船舶の用に供されるものその他特殊な用途に使用されるものについては、この限りでない。

第二十三条 保形ホースは、乾燥させた状態で、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる質量(単位:グラム毎メートル)以下のものでなければならない。ただし、ジャケットに被覆のあるものにあつては、使用上支障ないものであれば、この限りでない。

使用圧	呼称	質量
二・〇	四十	三十
一・六	五十	四十
一・〇	五十	三百
〇・七	五十	三百

(耐圧試験)
第二十四条 保形ホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

使用圧	ホースの状態	試験水圧
二・〇	まっすぐにした状態(単位:メ)	四・〇
一・六	ガバスカル	三・二
一・〇	ガバスカル	二・〇
〇・七	ガバスカル	一・五

(破断試験)
第二十五条 保形ホースは、一・五メートル以上のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。
(伸び)
第二十六条 保形ホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならない。

(よじれ)
第二十七条 保形ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる角度(単位:度毎メートル)以下でなければならない。

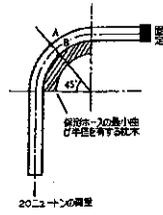
使用圧	呼称	角度
二・〇	四十	三十
一・六	二百	二百
一・〇	二百	二百
〇・七	二百	二百

(ゆがみ)
第二十八条 保形ホースは、使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースを基準として、六百五十ミリメートル以下のものでなければならない。
(耐摩耗性)
第二十九条 保形ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に応じた回数の摩擦により漏水を生じてはならない。

使用圧	回数
二・〇	八十
一・六	五十
一・〇	二十
〇・七	十

(保形性)

第三十条 保形ホースの一端を次の図のように固定して、最小曲げ半径の曲率半径をもった枕木に沿って九十度曲げ、その先端に二十ニュートンの荷重を加えて三分間放置した場合、つぶれ(同図に掲げる算式により算出したものをいう。以下同じ)が十パーセント以下であり、かつ、荷重を取り除いた後のつぶれが五パーセント以下でなければならぬ。



$$\text{つぶれ}(\%) = \frac{C_1 - C_2}{C_1} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

C₁ 荷重を加える前のA点とB点を通る外径(単位 ミリメートル)

C₂ 荷重を加えた後及び荷重を取り除いた後のA点とB点を通る外径(単位 ミリメートル)

2 保形ホースは、長さ十センチメートルの部分に六百ニュートンの荷重を十秒間加えた後において、次の各号に適合し、かつ、破損、亀裂、著しい変形等が生じないものでなければならぬ。

一 使用圧を一分間加え、水圧を取り除いた後、次に掲げる算式により算出した残留ひずみが五パーセント以下であること。

$$\text{残留ひずみ}(\%) = \frac{d_1 - d_2}{d_1} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

d₁ 荷重を加える前のホースの外径(単位 ミリメートル)

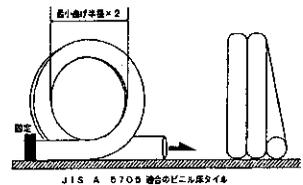
d₂ 水圧を取り除いた後のホースの鉛直方向の外径(単位 ミリメートル)

二 その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じないこと。

使用圧	ホースの状態	つぶれ(%)	残留ひずみ(%)
二・〇	まっすぐにした状態(単位 メートル)	四・〇	四・〇
一・六	最小曲げ半径を内円の半径とする円形に曲げた状態(単位 メートル)	三・二	三・二
一・〇		二・〇	二・〇
〇・七		一・五	一・五

(耐閉塞性)

第三十一条 保形ホースは、次の図のようにホースの一部分を最小曲げ半径を内円の半径とする二重の輪にした状態で、JIS A 五七〇五に適合する滑らかなビニル床タイルの床面上で、一端を固定して他の一端を最大百ニュートンの加重で、かつ、五キロメートル毎時の速度で引つ張った場合、通水を阻害するおそれのある折れ、変形等を生じないものでなければならぬ。



(耐低温性)

第三十二条 保形ホースは、最小曲げ半径を半径とする円筒に沿って一回巻き付けた状態で、零下二十五度プラスマイナス二度の温度に二十四時間放置した後、一秒間でまっすぐに伸ばした後に一秒間で当該円筒に沿って一回巻き付ける操作を十回繰り返し行った場合、第八条第二号及び第三号の規定並びに第二十四条の試験(最小曲げ半径を内円の半径とする円形に保形ホースを曲げた状態で行うものを除く)に適合するものでなければならぬ。

第四章 大容量泡放水砲用ホース

(長さ)

第三十三条 大容量泡放水砲用ホースの長さ(単位 メートル)は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百パーセントの長さまでのものでなければならぬ。

(耐圧試験)

第三十四条 大容量泡放水砲用ホースは、まっすぐにした状態で使用圧の二・〇倍(ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍)の水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

(よじれ)

第三十五条 大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内であればならない。

(準用)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは、「一部分」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは、「その他」と読み替えるものとする。

第五章 濡れホース

(区分)

第三十七条 濡れホースは、次の表のとおり区分する。

使用圧	呼称
一・三	九十
	七十五
	六十五
	五十
	四十
	二十五

(濡れホースの構造)

第三十八条 濡れホースは、濡れを適正に保持できるように措置されたものでなければならない。

(品質)

第三十九条 濡れホースの内張りに使用されているゴムは、第七条第二項の規定及び次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 ゴムの表面にしわ等の不均一な部分がなく、かつ、ジャケットに均一に密着したものであること。
- 二 ホースの長さ三メートルの部分折り畳んだ状態で JIS K 六二五九の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行った後において、第四十五条の規定に適合するものであること。

項目	試験条件
オゾン濃度	五十 ppm
試験槽の温度	三十八度から四十二度までの間
試験時間	三百六十時間
試験の状態及び入れ方	二十四時間密閉暗箱内に放置した後、ホースを折り畳んだ状態で槽の中心付近に入れる。
オゾン濃度の測定回数	試験を入れてから十五分ごとに測定する。ただし、オゾン濃度自動調節器により濃度調節を行うものは、この限りでない。
オゾン濃度の測定方法	JIS K 六二五九に示す定電流電解法による。

2 濡れホースの内張りに使用されている合成樹脂は、前項第一号並びに第七条第三項第二号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。

(長さ)

第四十条 濡れホースの長さは、乾燥させた状態で二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百パーセントの長さまでのものでなければならない。

(質量)

第四十一条 濡れホースは、乾燥させた状態で、その呼称に応じて次の表に掲げる質量以下のものではない。

呼称	ホース一メートル当たりの質量(単位 グラム)
九十	千六十
七十五	七百八十
六十五	五百五十
五十	四百
四十	三百
二十五	二百

(耐圧試験)

第四十二条 濡れホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ等を生じてはならない。

使用圧	ホースの状態	試験水圧
一・三	まっすぐにした状態(単位 メガパスカル)	二・五
	折り曲げた状態(単位 メガパスカル)	一・八

(破断試験)

第四十三条 濡れホースは、一・五メートル以上のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。

(伸び)

第四十四条 濡れホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならない。

第四十五条 濡れホースは、水圧を〇・五メガパスカルとし、三十五分間保持したうちの最後の五分間の平均漏水量が、その呼称に応じて、次の表に掲げる漏水量以下のものであり、かつ、ホースの表面が均一に濡れるものでなければならない。

呼称	ホース一メートル当たりの漏水量(単位 立方センチメートル毎分)
九十	三百五十
七十五	三百
六十五	二百五十
五十	二百
四十	百五十
二十五	百

(耐摩耗性)

第四十六条 濡れホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、三十回の摩擦により漏水量が増加してはならない。

第六章 雑則

(基準の特例)

第四十七条 新たな技術開発に係る消防用ホースについて、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(消防法施行規則の一部改正)

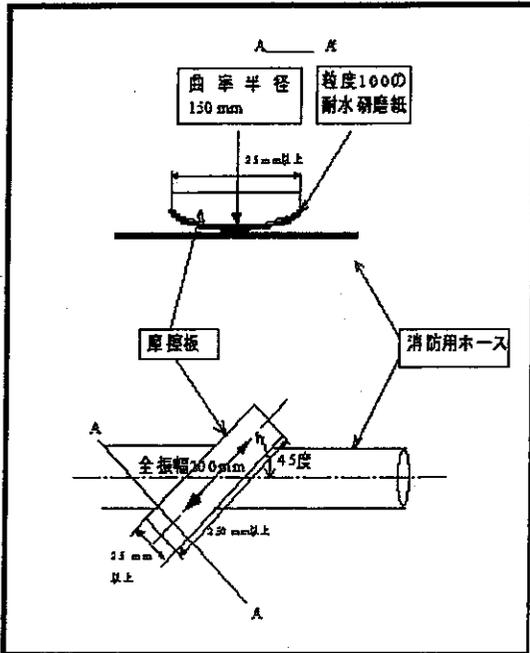
2 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一号中「消防用ホースの技術上の規格を定める省令(昭和四十三年自治省令第二十七号)第二条第五号に規定する消防用保形ホース」を「消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)第二条第三号に規定する保形ホース」に改める。

別表(第十七条、第二十九条及び第四十六条関係)

項目	試験条件
ホース内圧	水圧〇・五メガパスカル
摩擦面	摩擦板寸法以上でJIS R 六二五三に定める耐水研磨紙で研磨材の粒度が百番のもの
摩擦面に対する措置	摩擦面の目詰まりを防止する措置(一定の頻度による摩擦面の交換又はエアブロー等をいう)を施すこと
摩擦板の寸法	曲率半径百五十ミリメートル、二十五ミリメートル以上×二百五十ミリメートル以上の長方形
摩擦板の荷重	全振幅の全ての位置で十二ニュートン
摩擦板の振動方向	ホースと四十五度の角度
摩擦板の全振幅	二百ミリメートル
摩擦板の振動数	毎分二十往復

別図(第十七条、第二十九条及び第四十六条関係)



備考 摩擦の回数は、摩擦板一往復を一回と数える。

〇総務省令第二十三号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令

目次

第一章 総則(第一条―第二条)

第二章 消防用結合金具(第三条―第二十条)

第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具(第二十一条―第二十三条)

第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具(第二十三条―第二十七条)

第五章 雑則(第二十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この省令は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消防用結合金具 消防用ホース(消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第〇〇号。以下「ホース規格省令」という。))第二条第一号に規定するものをいう。以下「ホース」という。又は消防用吸管(消防用吸管の技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十五号。以下「吸管規格省令」という。))第二条第一号に規定するものをいう。以下「吸管」という。を他のホース又は吸管、動力消防ポンプ(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。))第二条第一号に規定するものをいう。等と結合するために、ホース又は吸管の端部に装着する金具をいう。
- 二 かん合部 消防用結合金具同士をかん合する部分をいう。
- 三 装着部 ホース又は吸管を装着する部分をいう。
- 四 差込式結合金具 差込みの方法によりかん合する消防用結合金具をいう。
- 五 ねじ式結合金具 ねじによりかん合する消防用結合金具をいう。
- 六 大容量泡放水砲用差込式結合金具 差込式結合金具のうち、大容量泡放水砲用防災資機材等(石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)第十三条第三項に規定するものをいう。次号において同じ。))としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用ホース(ホース規格省令第二条第四号に規定するものをいう。以下「大容量ホース」という。))を差込みの方法により他の大容量ホース、大容量泡放水砲用ポンプ自動車(動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。次号において同じ。)、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ(動力消防ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。次号において同じ。))等と結合するために、大容量ホースの端部に装着する金具をいう。

七 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具、ねじり式結合金具のうち、大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる、大容量ホース又は大容量吸管（吸管規格省令第二条第二号に規定するものをいう。以下「大容量吸管」という。）をねじる方法により他の大容量ホース又は大容量吸管、大容量泡放水砲用ポンプ自動車、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ等と結合するために、大容量ホース又は大容量吸管の端部に装着する金具をいう。

八 呼び径 大容量泡放水砲用差込式結合金具又は大容量泡放水砲用ねじり式結合金具のかん合部の設計された内径（単位 ミリメートル）をいう。

九 使用圧 設計された常用最高使用水圧（単位 メガパスカル）をいう。

第二章 消防用結合金具

第三条 消防用結合金具（大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。

ねじ式	かん合部用途		呼び径	使用水圧	呼び径	使用水圧
	用	呼				
ホース	用	呼	七十五	六十	七十五	六十
ホース	用	呼	六十	五十	六十	五十
吸管用	用	呼	五十	四十	五十	四十
吸管用	用	呼	四十	三十	四十	三十
吸管用	用	呼	三十	二十	三十	二十

第四条 消防用結合金具の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 水流による摩擦損失の少ない構造であること。
- 二 均一で良質な材料が用いられていること。
- 三 装着部は、堅固なものであり、装着したホース又は吸管が離脱しにくい構造であること。
- 四 人の触れるおそれのある部分は、面取、バリの除去等の危険防止のための措置が講じられたものであること。
- 五 機能を損なうおそれのある附属装置が設けられていないこと。
- 六 異種の金属が接する部分は、腐食を防止する処理が講じられたものであること。

(材質)

第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格（以下「JIS」という。）Z 二二〇一で定める方法により採取した四号試験片（つめバネにあつては五号試験片とする。）を用いて JIS Z 二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならない。

部品又は部分	材料
差し金具	JIS H 四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）
受け金具	JIS H 四一〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）
押し輪	JIS H 五二一〇（青銅鋳物及びシルジン青銅鋳物）
しめ輪	JIS H 五二二一（青銅連続鋳物及びシルジン青銅連続鋳物）
装着部	JIS H 五二〇二（アルミニウム合金鋳物）

2

消防用結合金具に用いるパッキンの材料は、次の表の上欄に掲げる項目に同じ同表の中欄に掲げる測定方法により測定した値が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。この場合において、耐油性及び耐老化性における試験温度及び試験時間は、それぞれ摂氏百度及び七十時間とする。

項目	測定方法	範囲
引張強さ（単位 メガパスカル）	JIS K 六二五一	十以上
伸び（単位 パーセント）	JIS K 六二五一	五百以上（差込式結合金具） 百以上（ねじり式結合金具）
硬さ	JIS K 六二五三	三十五以上四十五以下（差込式結合金具） 七十五以上八十五以下（ねじり式結合金具）
耐油性	JIS K 六二五八	プラス五十以上プラス百二十以下（差込式結合金具） プラス二十以上プラス八十以下（ねじり式結合金具）
耐老化性	JIS K 六二五八	マイナス十以上プラス十五以下（差込式結合金具） マイナス五以上プラス十以下（ねじり式結合金具）
耐老化性	JIS K 六二五七	マイナス十五以内
耐老化性	JIS K 六二五七	マイナス四十以内
耐老化性	JIS K 六二五七	プラス十五

(表示)

第六条 消防用結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 消防用結合金具の呼称
- 四 吸管用のものにあつては、「吸」の文字
- 五 消防用結合金具の呼称と異なる呼称のホース又は吸管を装着するものにあつては、装着するホース又は吸管の呼称
- 六 使用圧

(差込式差し口の構造)

第七条 差込式差し口(差し金具、押し輪等により構成される差込式結合金具をいう。以下同じ。)の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第一に定めるところによること。
- 二 差込式受け口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。
- 三 ホースを装着しない状態において押し輪が脱落しない構造であること。
- 四 押し輪は、十分な強度を有し、差込式受け口との離脱操作による変形等が生じないものであること。

(差込式受け口の構造)

第八条 差込式受け口(受け金具、つめ、つめばね、パッキン等により構成される差込式結合金具をいう。以下同じ。)の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第二に定めるところによること。
- 二 差込式差し口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。
- 三 つめ室は、砂その他異物が容易に入らない構造であること。
- 四 つめの数は、三個以上であること。
- 五 つめは、等間隔に配置されていること。
- 六 つめは、同一の形状であること。
- 七 つめの張出しの強さ(つめの中央部に力を加え、つめを押し下げた時つめの中央部が別表第二に定めるF項面に達するまでの荷重をいう。次号において同じ。)の合計は、呼称に応じ、次の表に定める強さ以上であること。

呼称	強さ(単位 ニュートン)
七十五	九十
六十五	七十五
五十	六十
四十	四十五
三十	三十五
二十五	三十

- 八 それぞれのつめの張出しの強さとその平均値の差は、平均値の二十パーセント以内であること。
- 九 差込式差し口とかん合した場合、全てのつめの先端が差込式差し口に圧力を有して接する構造であること。
- 十 パッキンを容易に交換できる構造であること。
- 十一 パッキンは、容易に脱落しないものであること。

(ねじ式差し口の構造)

第九条 ねじ式差し口(差し金具等により構成されるねじ式結合金具をいう。以下同じ。)の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第三、別表第四及び別表第五に定めるところによること。
- 二 ねじ式受け口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。
- 三 ねじ式受け口とのかん合及び離脱の操作に用具を用いるものにあつては、用具が容易に使用でき、かつ、確実に当該操作が行える構造であること。
- 四 ねじ式受け口とのかん合及び離脱の操作に用いる突起が設けられているものにあつては、突起の材質が差し金具と同等以上の強度を有するものであること。
- 五 ねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。この場合において、除去された後の断面の高さは、ねじ山の高さの三分の一以下であること。

(ねじ式受け口の構造)

第十条 ねじ式受け口(しめ輪、受け金具、パッキン等により構成されるねじ式結合金具をいう。以下同じ。)の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第四、別表第五及び別表第六に定めるところによること。
- 二 ねじ式差し口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。
- 三 ねじ式差し口とのかん合及び離脱の操作に用具を用いるものにあつては、用具が容易に使用でき、かつ、確実に当該操作が行える構造であること。
- 四 ねじ式差し口とのかん合及び離脱の操作に用いる突起が設けられているものにあつては、突起の材質がしめ輪と同等以上の強度を有するものであること。
- 五 しめ輪が脱落しない構造であること。
- 六 しめ輪は、自由に回転できるものであること。
- 七 しめ輪のねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。この場合において、除去された後の断面の高さは、ねじ山の高さの三分の一以下であること。
- 八 パッキンを容易に交換できる構造であること。
- 九 パッキンは、容易に脱落しないものであること。
- 十 しめ輪の抜け止め部分は、容易に分解できない構造であること。

(着脱力)

第十一条 差込式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合を行う場合に必要ない力(受け口に差し口を差し、差し口にかん合する方向に力を加えた場合、差込式結合金具が完全にかん合する時の荷重をいう。)及び離脱を行う場合に必要ない力(かん合している差込式結合金具の押し輪に離脱する方向に力を加えた場合、つめが押し輪の別表第一に定めるJ項に乗った時の荷重をいう。)が、呼称に応じ、次の表に定める力以下となるものでなければならない。

呼称	力(単位 ニュートン)
七十五	百五十
六十五	百三十五
五十	百五
四十	九十
三十	八十五
二十五	七十五

(耐圧試験)

第十二条 消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、使用圧の二倍に相当する内圧力を五分間加えた場合、亀裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものでなければならない。

2 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれにホースを装着して、使用圧の二倍に相当する内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着したホースが離脱しないものでなければならない。

3 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれに吸管を装着して、使用圧の二倍に相当する内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着した吸管が離脱しないものでなければならない。

(漏水試験)

第十三条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、使用圧以下の任意の内圧力を加えた場合、かん合部から漏水しないものでなければならない。

(負圧試験)

第十四条 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、内部の真空度を次の式で求められた真空度以上として十分間放置した場合、次の各号に適合するものでなければならない。

一 亀裂又は著しい変形が生じないこと。

二 三十秒後における漏れが、真空度で一・三三キロパスカル以上とならないこと。

三 着脱の操作が容易に行えること。

2 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれに吸管を装着して、当該吸管の端部を塞ぎ、内部の真空度を前項の式で求められた真空度以上として十分間放置した場合、三十秒後における装着部からの漏れが、真空度で一・三三キロパスカル以上とならないものでなければならない。

(繰返し試験)

第十五条 差込式結合金具は、千回のかん合及び離脱の操作を行った場合、次の各号に適合するものでなければならない。

一 亀裂又は著しい変形が生じないこと。

二 着脱の操作が容易に行えること。

三 防食被膜を施した差込式結合金具にあつては、かん合部の防食被膜がはく離しないこと。

(落下試験)

第十六条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれに一メートルのホースを装着して、高さ一メートルの位置から結合方向を水平にして平坦なコンクリート面に自由落下させた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならない。

2 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれに吸管を装着して、高さ七センチメートルの位置から結合方向を水平にして平坦なコンクリート面に自由落下させた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならない。

(引きずり試験)

第十七条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれにホースを装着して、当該ホースの一端(かん合されていない端とする)を持って平坦なコンクリート面上を消防用結合金具がコンクリート面に接し、かつ、十キロメートル毎時以下の速度で結合方向に二十メートル引きずった場合、離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならない。

(曲げ試験)

第十八条 差込式結合金具は、差込式結合金具同士をかん合した状態で一方を固定し、使用圧に相当する内圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を三十秒間加えた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならない。

(腐食試験)

第十九条 消防用結合金具は、JIS Z 二二七二(塩水噴霧試験方法)に定める試験方法により塩水(五質量パーセント水溶液とする)を八時間噴霧した後十六時間放置することを五回繰り返した後、水洗いをして二十四時間自然乾燥させた場合、機能を損なうおそれのある腐食が生じないものでなければならない。

(装着部の押しつぶし試験)

第二十条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態で、装着部の端から幅一センチメートルの部分に、差込み方向に対し直角に千ニュートンの荷重を五分間加えた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならない。

第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具

(表示)

第二十一条 大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

一 製造者名又は商標

二 製造年

三 呼び径

四 装着する大容量ホースの呼び径(ホース規格省令第四条第二項に規定する呼び径をいう。)

五 使用圧

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示

七 大容量ホースのジャケット(ホース規格省令第二条第八号に規定するジャケットをいう。第二十六号第八号において同じ。)の劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

(準用)

第二十二条 第四条、第五条、第七条(第一号を除く。)、第八条(第一号及び第七号を除く。)、第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍(第二十一条第七号の表示をするものにあつては、一・五倍)」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「腐食」とあるのは「腐蝕」と読み替えるものとする。

第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具 (区分)

第二十三条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具は、その用途により、大容量ホース用又は大容量吸管用に区分する。

第二十四条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 バッキンを容易に交換できる構造であること。
- 二 バッキンは、容易に脱落しないものであること。
- 三 かん合部は、容易にかん合及び離脱のできる構造であること。
- 四 かん合部には、砂その他異物が容易に入らない構造であること。ただし、特殊な構造によりその必要のないものにあつては、この限りでない。
- 五 かん合部は、十分な強度を有し、かん合及び離脱操作による変形等が生じないものであること。

第二十五条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の主要な部品及び部分に用いる材料は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

- 一 J I S H 四〇八〇(アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)
- 二 J I S H 四一〇〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)
- 三 J I S H 五二二〇(青銅鑄物及びシルジウム青銅鑄物)
- 四 J I S H 五二二一(青銅鑄物及びシルジウム青銅鑄物)
- 五 J I S H 五二二二(アルミニウム合金鑄物)
- 六 J I S H 三二六〇(銅及び銅合金の線)
- 七 J I S Z 二二〇一で定める方法により採取した四号試験片を用いて J I S Z 二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが第一号から前号までに掲げるものと同等以上の強度を有するもの

第五号第二項の規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にバッキンを用いる場合にあつては、当該バッキンの材料について準用する。

第二十六条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 呼び径
- 四 装着する大容量ホース又は大容量吸管の呼び径(ホース規格省令第四条第二項又は吸管規格省令第二条第三号に規定する呼び径をいう。)
- 五 使用圧
- 六 大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字
- 七 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示
- 八 大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

(準用)

第二十七条 第十二条から第二十号までの規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍(第二十六条第八号の表示をするものにあつては、一・五倍)」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「三割」とあるのは「二割」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(基準の特例)

第二十八条 新たな技術開発に係る消防用結合金具について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

第二条 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第二号)は、廃止する。

第三条 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第三号)は、廃止する。

第四条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号ロ中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第二号)」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第三号)」に、「受け口」を「差込式受け口」に、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第三号)」を「同令」に改める。

第三十一条第三号中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」に、「受け口及び差し口」を「差込式受け口及び差込式差し口」に、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」を「同令」に改める。

(石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正) 第五条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和五十一年自治省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号ハ中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第二号)」第三号又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第三号)第三号第三項」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号)第三条の表」に改める。

第十八条の八第一項第三号中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」に、「受け口」を「差込式受け口」に改める。

(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部改正)
 第六条 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第二号)又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第三号)」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号)」に改める。

別表第一 差込式差し口の寸法表(第七条関係)

区分	A	B	C	E	J	N
許容差	+0		+0	+0	+0	
呼称	-0.2		-0.2	-0.2	-0.2	
呼称75	81.5	15.0	78.2	18.0	83.0	22.8
呼称65	68.5	13.0	63.5	16.5	70.5	19.5
呼称50	55.8	10.5	51.0	14.5	56.5	14.7
呼称40	43.6	8.5	39.0	11.7	44.0	12.5
呼称30	35.6	7.7	32.5	10.0	38.0	11.3
呼称25	28.6	7.0	26.0	8.5	29.0	10.2

注 1 L 欄に掲げる値は、最大値を示す。
 2 M 及び O 欄に掲げる値は、最小値を示す。

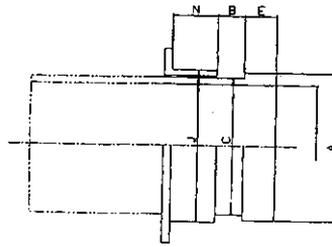
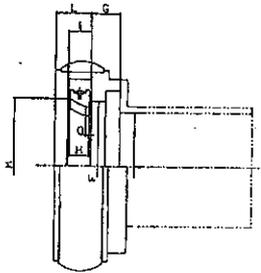
差し口

別表第二 差込式受け口の寸法表(第八条関係)

区分	F	G	H	I	L	M	O
許容差	+0.5	+0.2	+0	+0.1			
呼称	-0	-0	-0.1	-0			
呼称75	82.0	19.0	12.0	12.8	24.0	33.3	2.5
呼称65	69.0	16.0	10.8	10.8	21.0	29.8	2.0
呼称50	56.0	15.0	8.0	6.2	17.0	26.8	1.8
呼称40	44.0	12.2	7.0	7.2	14.0	24.3	1.5
呼称30	38.0	10.5	6.5	6.7	13.0	21.3	1.3
呼称25	29.0	9.0	6.0	6.2	12.0	19.3	1.0

注 1 L 欄に掲げる値は、最大値を示す。
 2 M 及び O 欄に掲げる値は、最小値を示す。

受け口



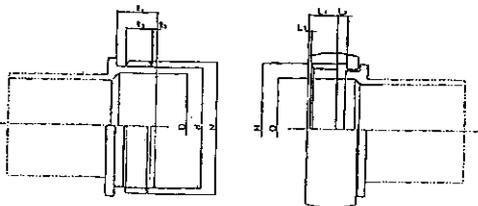
別表第三 ねじ式差し口の差し金具のねじの寸法差(第九条関係)

呼称	ねじの呼び N	外 径 K				有効径 K ₂				谷の径 K ₁			
		丸 形		平 型		上 の		下 の		上 の		下 の	
		上の寸法差	下の寸法差	上の寸法差	下の寸法差	上の寸法差	下の寸法差	上の寸法差	下の寸法差	上の寸法差	下の寸法差	上の寸法差	下の寸法差
150	175	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
140	165	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
125	150	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
115	140	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
100	122.5	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
90	110	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
75	95	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
65	82.5	-0.08	-0.73	-0.46	-0.73	-0.08	-0.38	-0.08	-0.79	-0.08	-0.38	-0.08	-0.79
50	60	-0.08	-0.51	-0.30	-0.51	-0.08	-0.30	-0.08	-0.55	-0.08	-0.30	-0.08	-0.55
40	48	-0.08	-0.51	-0.30	-0.51	-0.08	-0.30	-0.08	-0.55	-0.08	-0.30	-0.08	-0.55
30	40	-0.08	-0.51	-0.30	-0.51	-0.08	-0.30	-0.08	-0.55	-0.08	-0.30	-0.08	-0.55
25	34	-0.08	-0.51	-0.30	-0.51	-0.08	-0.30	-0.08	-0.55	-0.08	-0.30	-0.08	-0.55
20	25	-0.08	-0.44	-0.25	-0.44	-0.08	-0.24	-0.08	-0.44	-0.08	-0.24	-0.08	-0.44

別表第四 ねじ式差し口及びねじ式受け口の寸法表(第九条及び第十条関係)

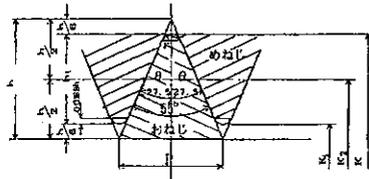
区分	ねじの呼び N	D	差 し 口			受 け 口				
			d	ℓ ₁	ℓ ₂	ℓ ₃	L ₁	L ₂	L ₃	
許容差			±0.2		+0.2	+0.2	+0.2	±0.2	+0.2	-0
呼称			-0		-0	-0	-0			
呼称150	175	152.2	183	31	20	5	23	7.5	3	
呼称140	165	142.2	153	31	20	5	23	7.5	3	
呼称125	150	128.2	139	31	20	5	23	7.5	3	
呼称115	140	121.2	128	31	20	5	23	7.5	3	
呼称100	122.5	105.2	113	31	20	5	23	8.5	3	
呼称90	110	93.2	101	31	20	5	23	6.5	3	
呼称75	95	78.2	86	30	20	4	22	6.5	2.5	
呼称65	82.5	67.2	75	27	18	3	19	6.5	2	
呼称50	60	49.2	55	20	13.5	1.5	13	5.5	1	
呼称40	48	38.2	43	20	13.5	1.5	13	5.5	1	
呼称30	40	30.2	35	18	12	1.5	12	5	1	
呼称25	34	24.2	29	16	11	1.5	10	4.5	1	
呼称20	25	17.2	21	13	9	1	8	4	1	

注 1 D 欄に掲げる値は、最大値を示す。
 2 ℓ₁ 欄に掲げる値は、最小値を示す。



別表第五 ねじ式差し口の差し金具及びねじ式受け口のしめ輪のねじの基本寸法(第九条及び第十条 関係)

呼 称	ねじの呼び N	ねじ山の呼び (25.4mmにつぎ) n		ピッチ p	ねじ山の 高さ h ₁	丸 み r	山の 半角度 (度)	有効径 K ₂	単位 ミリメートル	
		ねじの外径 (めねじの径) K	ねじの内径 (めねじの内径) K ₁							
150	175	4	6.350	4.066	0.872	27.5	170.934	175.0	163.868	
140	165	4	6.350	4.066	0.872	27.5	160.934	165.0	158.868	
125	150	4	6.350	4.066	0.872	27.5	145.934	150.0	141.868	
115	140	4	6.350	4.066	0.872	27.5	135.934	140.0	131.868	
100	122.5	4	6.350	4.066	0.872	27.5	118.434	122.5	114.368	
90	110	4	6.350	4.066	0.872	27.5	105.934	110.0	101.868	
75	95	4	6.350	4.066	0.872	27.5	90.934	95.0	86.868	
65	82.5	5	5.080	3.253	0.697	27.5	79.247	82.5	75.894	
50	80	8	3.175	2.033	0.436	27.5	57.967	60.0	55.934	
40	48	8	3.175	2.033	0.436	27.5	45.967	48.0	43.934	
30	40	8	3.175	2.033	0.436	27.5	37.967	40.0	35.934	
25	34	8	3.175	2.033	0.436	27.5	31.967	34.0	29.934	
20	25	10	2.540	1.626	0.349	27.5	23.374	25.0	21.748	



別表第六 ねじ式受け口のしめ輪のめねじの寸法差(第十条関係)

呼 称	ねじの呼び N	谷の径 K		有効径 K ₂		内径 K ₁	
		上の寸法差	下の寸法差	上の寸法差	下の寸法差	上の寸法差	下の寸法差
150	175	規定 し な い	規定 し な い	+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
140	165			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
125	150			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
115	140			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
100	122.5			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
90	110			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
75	95			+0.42	+0.08	+1.52	+1.02
65	82.5			+0.38	+0.06	+1.30	+0.84
50	80			+0.30	+0.06	+0.90	+0.54
40	48			+0.30	+0.06	+0.90	+0.54
30	40	+0.30	+0.06	+0.90	+0.54		
25	34	+0.30	+0.06	+0.90	+0.54		
20	25	+0.24	+0.06	+0.63	+0.44		

注：めねじの谷の径の下の寸法差は規定しないが、谷底と丸形のおねじの外径の最大寸法との間に、多少のすきまを設けるものとする。

○総務省令第二十四号
消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十一年自治省令第十五号)の全部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年三月二十七日
総務大臣 新藤 義孝

目次
第一章 総則(第一条—第十条)
第二章 変流器(第十一条—第二十三条)
第三章 受信機(第二十四条—第三十六条)
第四章 雑則(第三十七条)
附則

第一章 総則
(趣旨)
第一条 この省令は、漏電火災警報器の変流器及び受信機の技術上の規格を定めるものとする。
(用語の意義)
第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 漏電火災警報器 電圧六百ボルト以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であつて、変流器及び受信機で構成されたものをいう。
二 変流器 警戒電路の漏洩電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するものをいう。
三 受信機 変流器から送信された信号を受信して、漏洩電流の発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。
四 集合型受信機 二以上の変流器と組み合わせ使用する受信機で、一組の電源装置、音響装置等で構成されたものをいう。

第三条 変流器は、構造に応じて屋外型及び屋内型に分類する。
(一般構造)
第四条 漏電火災警報器は、その各部分が良質の材料で造られ、配線及び取付けが適正かつ確実になされたものでなければならない。

2 漏電火災警報器は、耐久性を有するものでなければならない。
3 漏電火災警報器は、著しい雑音又は障害電波を発生しないものでなければならない。
4 漏電火災警報器の部品は、定格の範囲内で使用しなければならない。
5 漏電火災警報器の充電部で、外部から容易に人が触れるおそれのある部分は、十分に保護されていなければならない。

6 漏電火災警報器の端子以外の部分は、堅ろうなケースに収めなければならない。
7 漏電火災警報器の端子は、電線(接地線を含む)を容易かつ確実に接続することができるものでなければならない。
8 漏電火災警報器の端子(接地端子及び配電盤等に取り付ける埋込用の端子を除く)には、適当なカバーを設けなければならない。

9 変流器又は受信機の定格電圧が六十ボルトを超える変流器又は受信機の金属ケース（金属でない絶縁性のあるケースの外部に金属製の化粧銘板等の部品を取り付け、当該部品と充電部（電圧が六十ボルトを超えるものに限る。）との絶縁距離が、空間距離で四ミリメートル未満、沿面距離で六ミリメートル未満であるものを含む。）には、接地端子を設けなければならない。
（装置又は部品の構造及び機能）

第五条 漏電火災警報器の次の各号に掲げる装置又は部品は、当該各号に定める構造及び機能又はこれと同等以上の機能を有するものでなければならない。

一 音響装置は、次のイからホまでによること。

イ 定格電圧の九十パーセントの電圧で音響を発すること。

ロ 定格電圧における音圧は、無響室で定位置（音響装置を受信機内に取り付けるものにあつてはその状態における位置）に取り付けられた音響装置の中心から一メートル離れた点で七十デシベル以上であること。

ハ 警報音を断続するものにあつては、休止時間は二秒以下で、鳴動時間は休止時間以上であること。

ニ 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上であること。

ホ 定格電圧で八時間連続して鳴動させた場合、イからニまでの機能を有し、かつ、構造に異常を生じないものであること。

二 電磁継電器は、次のイからハまでによること。

イ じんあい等が容易に侵入しない構造のものであること。

ロ 接点の材質は、次の(1)から(5)までのいずれかによること。

(1) 金及び銀の合金

(2) 金、銀及び白金の合金

(3) 白金、金、パラジウム、銀パラジウム合金又はロジウム

(4) O・三五ニユートン以上の接点圧力となる接点にあつては、銀、銀貼り、銀めっき又は銀酸化カドミウム

(5) (1)から(3)までに掲げるものいづれかの拡散、貼り、クラッド又はめっき

ハ 接点は、外部負荷と兼用させないこと。ただし、外付音響装置用接点にあつては、この限りでない。

三 電源変圧器は、次のイ及びロによること。

イ 性能は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格（以下「JIS」という。）C 六四三六に定める絶縁抵抗、耐電圧、電圧偏差、巻線の温度上昇及び電圧変動率によること。

ロ 容量は、定格電圧における最大負荷電流又は設計上の最大負荷電流に連続して耐えうること。

四 表示灯は、次のイからハまでによること。

イ 電球（放電灯及び発光ダイオードを除く。）は、使用される回路の定格電圧の百三十パーセントの交流電圧を二十時間連続して加えた場合、断線、著しい光束変化、黒化又は著しい電流の低下を生じないものであること。

ロ 電球を二以上並列に接続すること。ただし、放電灯又は発光ダイオードにあつては、この限りでない。

ハ 周囲の明るさが三百ルクスの状態において、前方三メートル離れた地点で点灯していることを明確に識別することができるものであること。

五 スイッチは、次のイからハまでによること。

イ 容易かつ確実に作動し、停止点が明確であること。

ロ 接点の容量は、最大使用電流に耐えうるものであること。

ハ 接点（印刷接点、導電膜接点等で、かつ、耐食措置が講じられているものを除く。）の材質は、次の(1)から(6)までのいずれかによること。

(1) 金及び銀の合金

(2) 金、銀及び白金の合金

(3) 白金、金、パラジウム、銀パラジウム合金又はロジウム

(4) O・三五ニユートン以上の接点圧力となる接点又はキーボードスイッチ等の指で押す力が接点圧力となる接点にあつては、銀又は銀酸化カドミウム

(5) 三ニユートン以上の接点圧力となる接点にあつては、リン青銅、黄銅又は洋白

(6) (1)から(4)までに掲げるものいづれかの貼り、クラッド又はめっき

六 指示電気計器は、JIS C 一一〇二一及びJIS C 一一〇二二に定める固有誤差、絶縁及び電圧試験に適合するものであること。

七 ヒューズは、次のイ又はロに適合するものであること。

イ JIS C 八三二二

ロ JIS C 六五七一一及びJIS C 六五七一一二

（附属装置）

第六条 漏電火災警報器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならない。

（公称作動電流値）

第七条 漏電火災警報器の公称作動電流値（漏電火災警報器を作動させるために必要な漏洩電流の値として製造者によって表示された値をいう。以下同じ。）は、二百ミリアンペア以下でなければならない。

2 前項の規定は、感度調整装置を有する漏電火災警報器にあつては、その調整範囲の最小値について適用する。

（感度調整装置）

第八条 感度調整装置を有する漏電火災警報器にあつては、その調整範囲の最大値は、一アンペア以下でなければならない。

（表示）

第九条 変流器には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一 漏電火災警報器変流器という文字

二 届出番号

- 三 屋外型又は屋内型のうち該当する種別
- 四 定格電圧及び定格電流
- 五 定格周波数
- 六 単相又は三相のうち該当するもの
- 七 設計出力電圧
- 八 製造年
- 九 製造者名、商標又は販売者名
- 十 極性のある端子にはその極性を示す記号
- 2 受信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。
 - 一 受信機本体
 - イ 漏電火災警報器受信機という文字
 - ロ 届出番号
 - ハ 定格電圧
 - ニ 電源周波数
 - ホ 公称作動電流値
 - ヘ 作動入力電圧
 - ト 製造年
 - チ 製造者名、商標又は販売者名
 - リ 集合型受信機にあつては、警戒電路の数
 - ル 端子板には、端子記号（電源用の端子にあつては、端子記号及び交流又は直流の別）並びに定格電圧及び定格電流
 - ヲ 部品には、部品記号（その付近に表示した場合を除く。）
 - ヲ スイッチ等の操作部には、「開」、「閉」等の表示及び使用方法
 - ワ ヒューズホルダには、使用するヒューズの定格電流
 - カ 接続することができる変流器の届出番号
 - ヨ その他取扱いに注意すべき事項

- 二 音響装置
- イ 交流又は直流の別
- ロ 定格電圧及び定格電流
- ハ 製造年
- ニ 製造者名又は商標
- ホ 極性のある端子には、その極性を示す記号

(試験条件)

- 第十条 次条から第二十三条まで及び第二十七条から第三十六条までに規定する試験は、当該各条に定めがある場合を除くほか、周囲温度五度以上三十五度以下、相对湿度四十五パーセント以上八十五パーセント以下の状態で行うものとする。
- 2 次条及び第十三条に規定する試験においては、警戒電路の電圧又は周波数には当該変流器の定格電圧又は定格周波数を用い、警戒電路に接続する負荷には純抵抗負荷を用いるものとする。

- 3 第十四条及び第十五条に規定する試験においては、警戒電路又は一の電線を変流器に取り付けた回路の周波数には警戒電路の定格周波数を用いるものとする。
- 4 第二十七条から第三十二条まで及び第三十六条に規定する試験においては、当該各条に定めがある場合を除くほか、受信機の電源の電圧又は周波数には、当該受信機の定格電圧又は定格周波数を用いるものとする。

第二章 変流器

(変流器の機能)

- 第十一条 変流器は、別図第一の試験回路において警戒電路に電流を流さない状態又は当該変流器の定格周波数で当該変流器の定格電流を流した状態において、次の各号に適合するものでなければならない。この場合において、当該変流器の出力電圧値の測定は、出力端子に当該変流器に接続される受信機の入力インピーダンスに相当するインピーダンス（以下「負荷抵抗」という。）を接続して行うものとする。
 - 一 試験電流を零ミリアンペアから千ミリアンペアまで流した場合、その出力電圧値は、試験電流値に比例して変化すること。
 - 二 変流器に接続される受信機の公称作動電流値を試験電流として流した場合、その出力電圧値の変動範囲は、当該公称作動電流値に対応する設計出力電圧値の七十五パーセントから百二十五パーセントまでの範囲内であること。
 - 三 変流器に接続される受信機の公称作動電流値の四十二パーセントの試験電流を流した場合、その出力電圧値は、当該公称作動電流値に対応する設計出力電圧値の五十二パーセント以下であること。

- 2 変流器で、警戒電路の電線を変流器に貫通させるものにあつては、警戒電路の各電線をそれらの電線の変流器に対する電磁結合力が平衡とならないような方法で変流器に貫通させた状態で前項の機能を有するものでなければならない。

(周囲温度試験)

- 第十二条 屋内型の変流器は、零下十度及び六十度の周囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも構造又は前条の機能に異常を生じないものでなければならない。

- 2 屋外型の変流器は、零下二十度及び六十度の周囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも構造又は前条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(電路開閉試験)

- 第十三条 変流器は、出力端子に負荷抵抗を接続し、警戒電路に当該変流器の定格電流の百五十パーセントの電流を流した状態で警戒電路の開閉を一分間に五回繰り返す操作を行った場合、その出力電圧値は、接続される受信機の公称作動電流値に対応する設計出力電圧値の五十二パーセント以下でなければならない。

(短絡電流強度試験)

- 第十四条 変流器は、別図第二の試験回路において出力端子に負荷抵抗を接続し、警戒電路の電源側に過電流遮断器を設け、警戒電路に当該変流器の定格電圧（警戒電路の電線を変流器に貫通させる変流器にあつては、当該変流器の定格電圧以下の任意の電圧とする。）で短絡力率が〇・三から〇・四までの二千五百アンペアの電流を二分間隔で約〇・〇二秒間二回流した場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(過漏電試験)

第十五条 変流器は、一の電線を変流器に取り付けた別図第三の回路を設け、出力端子に負荷抵抗を接続した状態で当該一の電線に変流器の定格電圧の数値の二十パーセントの数値を電流値とする電流を五分間流した場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(老化試験)

第十六条 変流器は、六十五度の温度の空气中に三十日間放置した場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(防水試験)

第十七条 屋外型変流器は、温度六十五度の清水に十五分間浸し、温度零度の塩化ナトリウムの飽和水溶液に十五分間浸す操作を二回繰り返した後、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 飽和水溶液に浸してある状態で第二十条の試験に適合すること。
- 二 飽和水溶液から取り出した状態で第二十一条の試験に適合し、かつ、構造又は第十一条の機能に異常を生じないこと。

(振動試験)

第十八条 変流器は、全振幅四ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に六十分間連続して与えた場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(衝撃試験)

第十九条 変流器は、任意の方向に標準重力加速度の五十倍の加速度の衝撃を五回加えた場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(絶縁抵抗試験)

第二十条 変流器は、一次巻線と二次巻線との間及び一次巻線又は二次巻線と外部金属部との間の絶縁抵抗を直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上のものでなければならない。

(絶縁耐力試験)

第二十一条 前条の試験部の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧千五百ボルト（警戒電路電圧が二百五十ボルトを超える場合は、警戒電路電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならない。

(衝撃波耐電圧試験)

第二十二条 変流器は、一次巻線（警戒電路の電線を変流器に貫通させる変流器にあつては、当該警戒電路とする。）と外部金属部との間及び一次巻線の相互間に波高値六キロボルト、波頭長〇・五マイクロ秒から一・五マイクロ秒まで、及び波尾長三十二マイクロ秒から四十八マイクロ秒までの衝撃波電圧を正負それぞれ一回加えた場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(電圧降下防止試験)

第二十三条 変流器（警戒電路の電線を当該変流器に貫通させるものを除く。）は、警戒電路に定格電流を流した場合、その警戒電路の電圧降下は、〇・五ボルト以下でなければならない。

第三章 受信機

(受信機の構造)

第二十四条 受信機の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 電源を表示する装置を設けること。この場合において、漏電表示の色と明らかに区別できると。
- 二 受信機の電源入力側及び受信機から外部の音響装置、表示灯等に対し直接電力を供給するように構成された回路には、外部回路に短絡を生じた場合においても有効に保護できる措置が講じられていること。
- 三 感度調整装置以外の感度調整部は、ケースの外面に露出しないこと。

(試験装置)

第二十五条 受信機には、公称作動電流値に対応する変流器の設計出力電圧の二・五倍以下の電圧をその入力端子に加えることができる試験装置及び変流器に至る外部配線の断線の有無を試験できる試験装置を設けなければならない。

2 前項の試験装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 受信機の前面において手動により容易に試験できること。
- 二 試験後定位位置に復する操作を忘れないように適当な方法が講じられていること。
- 三 集合型受信機に係るものにあつては、前二号に定めるほか回線ごとに試験できること。

(漏電表示)

第二十六条 受信機は、変流器から送信された信号を受信した場合、赤色の表示及び音響信号により漏電を自動的に表示するものでなければならない。

(受信機の機能)

第二十七条 受信機は、別図第四の試験回路において、信号入力回路に公称作動電流値に対応する変流器の設計出力電圧の五十二パーセントの電圧を加えた場合、三十秒以内で作動せず、かつ、公称作動電流値に対応する変流器の設計出力電圧の七十五パーセントの電圧を加えた場合、一秒以内に作動するものでなければならない。

2 集合型受信機は、前項の規定によるほか、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 漏洩電流の発生した警戒電路を明確に表示する装置を設けること。
- 二 前号に規定する装置は、警戒電路を遮断された場合、漏洩電流の発生した警戒電路の表示が継続して行えること。
- 三 二の警戒電路で漏洩電流が同時に発生した場合、漏電表示及び警戒電路の表示を行うこと。
- 四 二以上の警戒電路で漏洩電流が連続して発生した場合、最大負荷に耐える容量を有すること。

(電源電圧変動試験)

第二十八条 受信機は、電源電圧を受信機の定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲で変化させた場合、前条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(周囲温度試験)

第二十九条 受信機は、零下十度及び四十度の周囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(過入力電圧試験)

第三十条 受信機は、別図第五の試験回路において、信号入力回路に五十ボルトの電圧を変流器のインピーダンスに相当する抵抗を介して五分間加えた場合、漏電表示をし、かつ、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(繰返し試験)

第三十一条 受信機は、受信機の定格電圧で一万回の漏電動作を行った場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(振動試験)

第三十二条 受信機は、通電状態において全振幅一ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に十分間連続して与えた場合、誤作動(漏洩電流以外の原因に基づく作動をいう)しないものでなければならない。

2 受信機は、無通電状態において全振幅四ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に六十分間連続して与えた場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(衝撃試験)

第三十三条 受信機は、任意の方向に標準重力加速度の五十倍の加速度の衝撃を五回加えた場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(絶縁抵抗試験)

第三十四条 受信機は、充電部とそれを収める金属ケース(絶縁性のあるケースの外部に金属製の化粧銘板等の部品を取り付けたものを含む。)との間の絶縁抵抗を直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上のものでなければならない。

(絶縁耐力試験)

第三十五条 前条の試験部の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト(定格電圧(一次側の充電部にあつては一次側の定格電圧、二次側の充電部にあつては二次側の定格電圧(以下この条において同じ。))が三十ボルトを超え五百ボルト以下の部分については千ボルト、五百ボルトを超える部分については定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値)の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならない。

(衝撃波耐電圧試験)

第三十六条 受信機は、別図第六の試験回路において、電源異極端子の間及び電源端子とケースとの間に波高値六キロボルト、波頭長〇・五マイクロ秒から一・五マイクロ秒まで及び波尾長三十二マイクロ秒から四十八マイクロ秒までの衝撃波電圧を正負それぞれ一回加えた場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

第四章 雑則

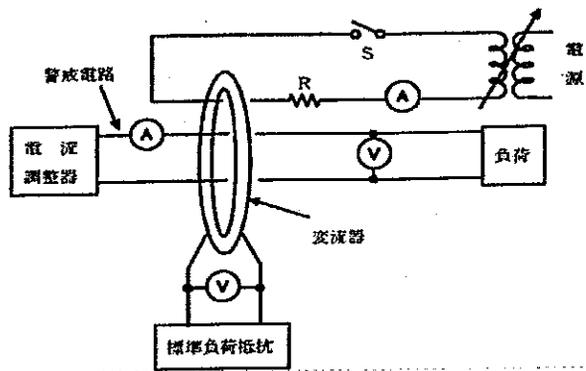
(基準の特例)

第三十七条 新たな技術開発に係る漏電火災警報器の変流器及び受信機について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附則

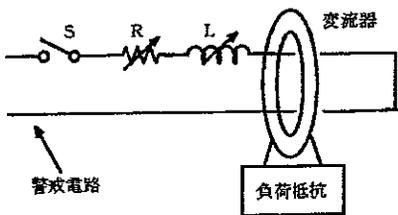
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

別図第一 変流器の機能試験(第十一条第一項関係)

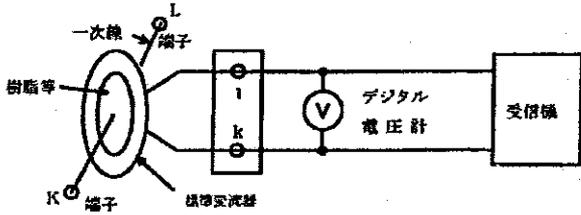


備考 変流器と警戒電路の位置は、変流器の設置方法とする。

別図第二 短絡電流強度試験(第十四条関係)

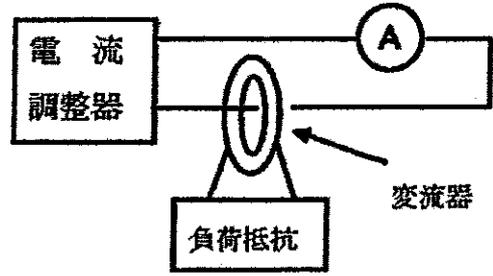


備考 変流器と警戒電路の位置は、変流器の設置方法とする。

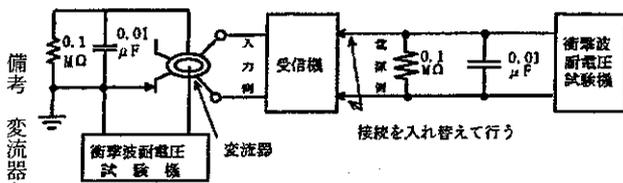


別図第四 受信機の機能試験 (第二十七条第一項関係)

備考 変流器と警戒電路の位置は、変流器の設置方法とする。

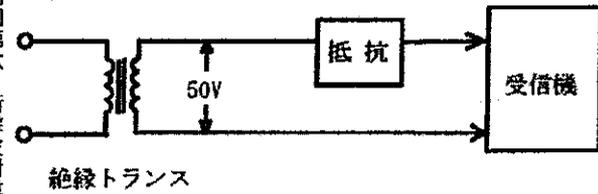


別図第三 過漏電試験 (第十五条関係)



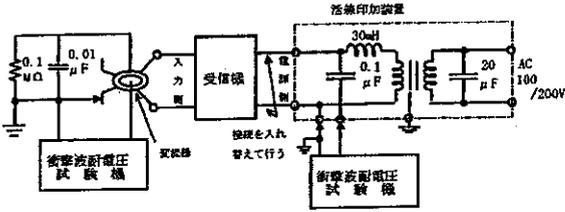
別図第六 衝撃波耐電圧試験 (第三十六条関係)

備考 変流器と警戒電路の位置は、変流器の設置方法とする。



別図第五 過入力電圧試験 (第三十条関係)

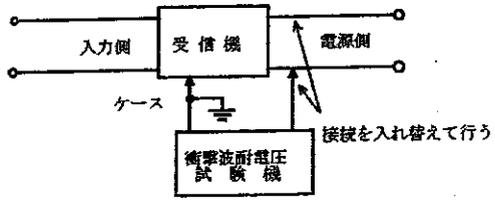
備考 変流器と警戒電路の位置は、変流器の設置方法とする。



イ 電源異極端子の間

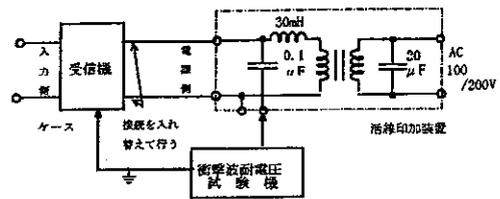
二 通電状態の場合

備考 樹脂ケースの場合は、金属板上に受信機を置き、金属板と電源端子との間で行う。



ロ 電源端子とケースとの間

備考 樹脂ケースの場合は、金属板上に受信機を置き、金属板と電源端子との間で行う。



ロ 電源端子とケースとの間

○総務省令第二十五号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令

（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第一条 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この省令は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器に係る技術上の規格を定め、並びに同条の規定に基づき、住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定めるものとする。

第二条第一号中（昭和二十三年法律第八十六号）を削り、同号及び同条第二号中（煙を感知するものに限る。）を削る。

第二条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 一定温式住宅用防災警報器 一局所の周囲の温度が一定の温度以上になつたときに火災警報を発する住宅用防災警報器をいう。

四の三 連動型住宅用防災警報器 住宅用防災警報器で、火災の発生を感じた場合に火災の発生した旨の信号（以下「火災信号」という）を他の住宅用防災警報器に発信する機能及び他の住宅用防災警報器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するものをいう。

第三条中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 感知部は、火災の発生を煙又は熱により感知すること。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 ばこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 無極性のものを除き、誤接続防止のための措置を講ずること。

第三条第十号イ中「次の各号」を「次」に改め、「七十デシベル」の下に「音圧を五デシベル単位で増加させた場合においては、増加後の音圧、以下「公称音圧」という。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 火災警報以外の音響を発する住宅用防災警報器にあつては、火災の発生を有効に報知することを妨げないこと。

第三条第十一号イに次のただし書を加える。

ただし、電池の有効期間が本体の有効期間以上のものにあつては、この限りでない。

第三条第十四号中「感知部」を「イオン化式住宅用防災警報器及び光電式住宅用防災警報器の感知部」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、次によること。

イ 自動試験機能は、住宅用防災警報器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのないものであり、かつ、住宅用防災警報器の感知部が適正であることを確認できるものであること。

ロ イの確認に要する時間は、六十秒以内であること。ただし、機能の確認中であつても火災を感知することができるものにあつては、この限りではない。

ハ 機能が異常となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

第三条に次の三号を加える。

十八 接点間隔の調整部その他の調整部は、調整後変動しないように固定されていること。

十九 一定温式住宅用防災警報器の感知部は、機能に有害な影響を及ぼすおそれのある傷、ひずみ等を生じないこと。

二十 連動型住宅用防災警報器は、次によること。

イ 火災の発生を感じた場合に連動型住宅用防災警報器から発信する火災信号は、他の連動型住宅用防災警報器に確実に信号を伝達することができるものであること。

ロ 他の連動型住宅用防災警報器から発せられた火災信号を、確実に受信することができるものであること。

ハ ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

二 スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

(イ) スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、火災の発生を感じた連動型住宅用防災警報器にあつては十五分以内に、それ以外の連動型住宅用防災警報器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

(ロ) 火災の発生を感じた連動型住宅用防災警報器の火災警報を、それ以外の連動型住宅用防災警報器のスイッチ操作により停止できないものであること。

ホ 無線設備を有するものにあつては、次によること。

(イ) 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

(ロ) 発信される信号の電界強度の値は、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置において設計値以上であること。

(ハ) 電波を受信する機能を有するものにあつては、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値が設計値以下であること。

(ニ) 無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。

(1) 火災の発生を感じた住宅用防災警報器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。

(2) 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、他の住宅用防災警報器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

(ホ) 火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。

(ハ) 他の機器と識別できる信号を発信すること。

第五条第一項中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 電源電圧変動試験 住宅用防災警報器は、電源の電圧が定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下の範囲内（他の住宅用防災警報器から電力を供給される住宅用防災警報器又は電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下）で変動した場合、機能に異常を生じないこと。

二 消費電流測定試験 電源に電池を用いる住宅用防災警報器は、定格電圧において消費電流を測定した場合、設計値以下であること。

第五条第一項第三号中「四十度以下」の下に「二十度単位で拡大した場合においては、拡大後の温度範囲。以下「使用温度範囲」という。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 滴下試験 住宅用防災警報器（端子又は電線（端子に代えて用いるものに限る。）を用いないもの及び自動試験機能を有するものを除く。）は、通電状態において、当該住宅用防災警報器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下する試験を行った場合、機能に異常を生じないこと。

第五条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 粉塵試験 住宅用防災警報器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当たり二十パーセントの工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格 Z 八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセントの状態で行うこと。

第五条第二項中「前項第一号」を「前項第一号の三」に改める。

第六条第一項中「八・ニマイクロキューリ」を「三〇三・四キロベクレル」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。
 (定温式住宅用防災警報器の感度)
 第七条の二 定温式住宅用防災警報器の感度は、次の各号に定める試験に合格するものでなければならぬ。

一 作動試験 八十一・二五度の温度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、四十秒以内(壁面に設置するものにあつては、次式で定める時間十秒以内)で火災警報を発すること。
 $t = 40 \log_{10} (1 + (65 - \theta)^2) / 16.25) / \log_{10} (1 + 65 / 16.25)$

注 〇は室温(度)を表す。

二 不作動試験 五十度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、十分以内で作動しないこと。

2 第五条第二項及び第六条第二項の規定は、定温式住宅用防災警報器の感度試験について準用する。

第八条中、「消防法施行令第五条の七第一項第二号」を「消防法施行令第五条の七第一項第二号」に改め、「大きさとし」の下に、「第十一号の表示は外面に表示し」を加え、同条第一号中「住宅用防災警報器」を「光電式、イオン化式又は定温式の別及び住宅用防災警報器」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 種別を有するものにあつてはその種別

第八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 型式及び型式番号

第八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 取扱方法の概要(取扱説明書その他これに類するものに表示するものを除く。)

第八条第八号を次のように改める。

八 連動型住宅用防災警報器にあつては、連動型という文字

第八条に次の五号を加える。

九 連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあつては、無線式という文字
 十 電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧
 十一 イオン化式住宅用防災警報器にあつては、次に掲げる事項

イ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条の五第一項に規定する特定認証機器である旨の表示

ロ 廃棄に関する注意表示

十二 公称音圧(公称音圧があるものに限る。)

十三 使用温度範囲(使用温度範囲があるものに限る。)

第八条に次の一項を加える。
 2 住宅用防災警報器(無極性のものを除く。)に用いる端子板には、端子記号を見やすい箇所容易に消えないように表示しなければならない。

第十一条第二項を削る。
 (火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二条 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 第八条第十六号ハを次のように改める。

ハ 無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。
 (1) 火災の発生を感知した感知器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。

(2) 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

(中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)
 第三条 中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号ロ(2)を次のように改める。

(2) 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する住宅(消防法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。)若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成三十一年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における住宅用防災警報器のうち、第一条の規定による改正後の住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第二条、第三条、第五条、第六条、第七条の二、第八条及び第十一条の規定に適合しないものに係る技術上の規格については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法第二十一条の三第一項に規定する法人であつて総務大臣の登録を受けた者が行う検定対象機械器具等についての試験を申請している火災報知設備の感知器及び発信機並びに中継器に係る試験については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器及び発信機並びに前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた感知器及び発信機に係る型式承認は、第二条の規定による改正後の火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

3 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器及び第一項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた中継器に係る型式承認は、第三条の規定による改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

〇総務省令第二十六号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

(趣旨)

第一条 この省令は、エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 一 エアゾール式簡易消火具 水その他消火剤(以下「消火剤」という。)を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもののうち、内容積一リットル以下のものをいう。

二 液化二酸化炭素用容器 液化二酸化炭素のみを充填するエアゾール式簡易消火具の容器をいう。

三 使用温度範囲 零度以上四十度以下の温度範囲（当該温度範囲の下限温度を十度単位で低下させた場合においてもなお正常に操作することができ、かつ、消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するエアゾール式簡易消火具にあつては、当該拡大した温度範囲）をいう。

四 標準使用期間 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限（五年を限度とする。）をいう。

五 小規模普通火災 次号に規定する危険物火災、第九号に規定する自動車用クッション火災及び第十号に規定する電気火災以外の火災であつて、規模の小さいものをいう。

六 危険物火災 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）別表第一に掲げる第四類の危険物並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四に掲げる可燃性個体類及び可燃性液体類に係るものの火災をいう。

七 天ぷら油火災 危険物火災のうち、住宅で使用する天ぷら鍋内の油が発火することによって生ずる火災をいう。

八 ストープ火災 危険物火災のうち、住宅で使用する石油ストーブの灯油に引火することによって生ずる火災をいう。

九 自動車用クッション火災 自動車内にあるウレタンフォームその他の可燃物に引火することによって生ずる火災をいう。

十 電気火災 配線器具、電気製品その他これらに類する電気器具の火災をいう。

第三条 エアゾール式簡易消火具の構造は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 エアゾール式簡易消火具に充填された気体（以下「充填ガス」という。）又は消火剤の圧力により消火剤を放射するものであること。

二 充填ガス及び消火剤を再充填できないものであること。

三 充填ガス及び消火剤を充填する容器は、内容積一リットル以下であること。

四 粉末又は液体の消火剤（液化二酸化炭素を除く。）の容量は、容器の内容積の九十パーセント以下であること。

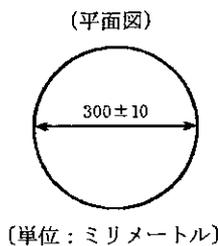
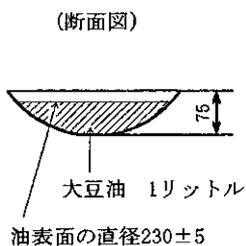
五 容器の材質は、鋼又は軽金属であること。

六 バルブが突出しているエアゾール式簡易消火具は、当該バルブの損傷を防止するための措置が講じられたものであること。

第四条 エアゾール式簡易消火具は、次の各号に掲げる消火性能のうちいずれか一以上の消火性能を有するものでなければならぬ。

一 小規模普通火災に対する消火性能

次の模型を用い、イ及びロに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射終了時に残炎が認められず、かつ、消火剤の放射終了後二分以内に再燃しないものであること。

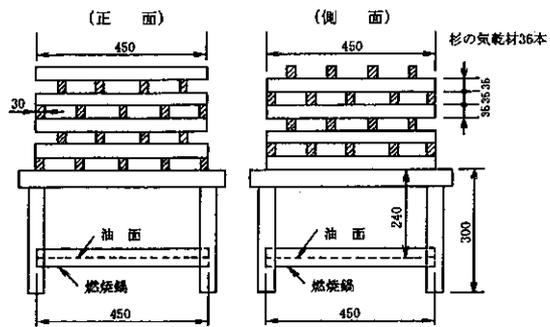


イ 燃焼鍋に、○・三リットルのノルマルヘプタン（沸点は九十六度以上百二度以下であり、かつ、純分が九十五パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を入れ、点火すること。

ロ 消火は、点火した後三分で開始すること。

二 天ぷら油火災に対する消火性能

次の模型を用い、イからハまでに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射中に著しい火炎の拡大（天ぷら鍋の上縁から火炎の上端までの高さが一・八メートル以上となること又は三秒以上の時間継続して一・二メートル以上となること）及び油の飛散等が生じないものであつて、かつ、消火剤の放射終了後二分以内に再燃しないものであること。



備考 杉の気乾材の含水率は、10%から15%の範囲内であること。

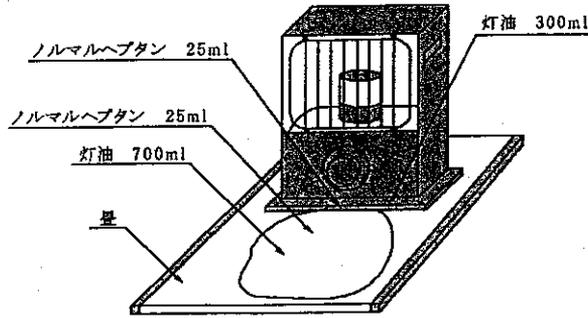
[単位：ミリメートル]

イ 天ぷら鍋に一リットルの大豆油（発火点が三百六十度以上三百七十度以下のものに限る。）を入れ、ガスコンロで加熱することによって発火させること。

ロ 消火は、油温（JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）C 一六〇二又は JIS C 一六〇五に適合する熱電対を用い、鍋の中心軸上で油面から一センチメートルの深さの位置で測定した温度をいう。）が四百度になった時点で開始すること。

ハ 模型内の炎が消えた時点において、ガスコンロの火を消すこと。

三 ストープ火災に対する消火性能
次の模型を用い、イ及びロに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射終了時に残炎が認められず、かつ、消火剤の放射終了後一分以内に再燃しないものであること。

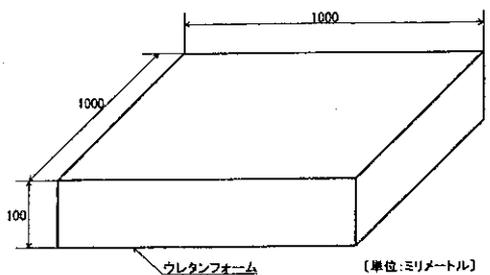


イ 畳の上に JIS S 二〇一九に適合する自然通気型開放式石油ストーブのうち放射形のものを選び、十分間燃焼させた後、次の表の上欄に掲げる燃料について、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる量をストーブの底部及び畳にかけて、点火すること。

燃 料	ス ト ー プ の 底 部 に か け る 量	畳 に か け る 量
灯油（JIS K 二二〇三— 一に適合するものに限る。）	三百ミリリットル	七百ミリリットル
ノルマルヘプタン	二十五ミリリットル	二十五ミリリットル

四 消火は、点火した後一分で開始すること。

自動車用クッション火災に対する消火性能
次の模型を用い、イ及びロに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射終了時に残炎が認められず、かつ、消火剤の放射終了後一分以内に再燃しないものであること。



イ JIS K 六四〇一に適合するウレタンフォーム（火災の拡大を著しく遅延する薬剤が添加されていないものに限る。）又はこれと同等以上の性質を有するものであり、かつ、一・三キログラム以上一・四キログラム以下のものの中央部上面に点火すること。

ロ 消火は、点火した後一分三十秒で開始すること。

前項各号の消火試験は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 エアゾール式簡易消火具の操作者は、防火衣服を着用しないこと。

二 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）において行うこと。

三 エアゾール式簡易消火具を使用温度範囲の上限温度及び下限温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも三十秒以内に行うこと。

四 放射を中断できる構造のエアゾール式簡易消火具にあっては、消火開始後に放射を中断しないこと。

（操作の機構）

第五条 エアゾール式簡易消火具は、その保持装置から取りはずす動作、ホースをはずす動作及び損傷の防止又は不時の作動の防止のための措置（バルブの損傷を防止するための措置及び安全栓を含む。）を解除する動作を除き、一動作で容易に、かつ、確実に放射を開始することができるものでなければならない。

2 エアゾール式簡易消火具は、次の表の上欄に掲げる操作方法のいずれか一の方法を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる作動力（操作のために要する力又は力のモーメントをいう。以下同じ。）以下で操作することにより作動して放射を開始することができるものでなければならない。

操 作 方 法	作 動 力
押しボタンを押す	五十二ニュートン
レバーを握る	百二ニュートン
胴部をひねる（一回転四分の一以下の回転で放射を開始するものに限る。）	四二ニュートンメートル
作動部をたたく	〇・五キログラムのおもりを三十センチメートルの高さから作動部に自然落下させたときに作動部に加わる力

(耐食及び防錆)

第六条 エアゾール式簡易消火具は、その各部分を良質の材料で造るとともに、充填ガス及び消火剤に接触する部分をその充填ガス及び消火剤に侵されない材料で造り、又は当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で造り、又は当該部分に防錆加工を施さなければならぬ。

2 エアゾール式簡易消火具（液化二酸化炭素用容器を用いるものを除く）は、次の表の上欄に掲げるいずれかの温度（四十度を超える温度に放置した場合において容器の変形又は破損を生じるものにあつては、四十度）の空气中に、同表の下欄に掲げる標準使用期間に対応した期間放置した場合において、内面に腐食、変質その他の劣化（変色及び退色を除く）を生じないものでなければならぬ。

温 度	標 準 使 用 期 間		
	二年以下のもの	二年を超え三年以下のもの	三年を超え四年以下のもの
四十度	二十六週	三十九週	五十二週
四十五度	十八週	二十八週	三十七週
五十度	十三週	二十週	二十六週

(充填ガス及び消火剤)

第七条 充填ガスは次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 圧縮された空気、窒素、ヘリウム又は液化二酸化炭素であること。
 - 二 不燃性で、かつ、消火剤の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。
 - 三 腐食性又は毒性を有せず、かつ、腐食性又は毒性のあるガスを発生しないものであること。
- 2 消火剤は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

- 一 消火剤（次号又は第三号に適合するものを除く）は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二から第四条まで、第七条及び第八条の規定に適合するものであること。
- 二 水を消火剤とする場合には、腐食性又は毒性を有せず、かつ、腐食性又は毒性のあるガスを発生しない純良なものであること。
- 三 液化二酸化炭素を消火剤とする場合には、JIS K 11016の二種又は三種に適合するものであること。

(放射性能)

第八条 エアゾール式簡易消火具は、使用温度範囲の上限温度、下限温度及び二十度の温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも三十秒以内に放射した場合において、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 放射の操作が完了した後、二秒以内に消火剤を有効に放射するものであること。
- 二 放射を開始してから主に放射されるものが充填ガスとなる状態（消火剤のみが放射されるものにあつては、消火剤の放射が終わる状態）までの時間（以下「放射時間」という。）が五秒以上であること。
- 三 消火剤の容量又は質量の八十五パーセント以上の量を放射時間内に放射できるものであること。

(容器の耐圧)

第九条 エアゾール式簡易消火具の容器（液化二酸化炭素用容器を除く）は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならぬ。

- 一 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、破裂しないこと。
- 二 一・三メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、変形せず、かつ、一・五メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、破裂しないこと。

(気密性)

第十条 エアゾール式簡易消火具は、使用温度範囲の上限温度に二十四時間放置してから使用温度範囲の下限温度に二十四時間放置することを三回繰り返しした後、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 三十秒以内に放射した場合において、第八条各号の規定に適合すること。
- 二 四十六度以上五十度以下の温水中に一時浸漬試験を行った場合において、漏れを生じないこと。

(耐衝撃性)

第十一条 エアゾール式簡易消火具は、使用温度範囲の上限温度及び下限温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも三十秒以内にエアゾール式簡易消火具の長軸方向を床面に対して水平（鉛直方向にレバーを握る操作により放射を開始するエアゾール式簡易消火具にあつては、六十度の角度）とした状態及び垂直とした状態でそれぞれ一・五メートルの高さからコンクリートの床面上に自然落下させた場合において、漏れ、亀裂、破断又は著しい変形を生じないものでなければならない。

(ノズル)

第十二条 エアゾール式簡易消火具のノズルは、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 内面は、平滑に仕上げられたものであること。
- 二 開閉式のノズルにあつては、開閉の操作が円滑に行われ、かつ、放射の際消火剤の漏れその他の障害を生じないこと。

(ホース)

第十三条 エアゾール式簡易消火具にホースを設ける場合には、当該ホースは、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 第九条第一号又は第二号に規定する試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。
- 二 長さは、消火剤を有効に放射するに足るものであること。
- 三 使用温度範囲で耐久性を有するものであつて、かつ、円滑に操作できるものであること。

(安全栓)
第十四条 鉛直方向にレバーを握る操作により放射を開始するエアゾール式簡易消火具には、不時の作動を防止するため安全栓を設けなければならない。

2 安全栓は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 一動作で容易に引き抜くことができ、かつ、その引き抜きに支障のない封が施されていること。
- 二 内径が二センチメートル以上のリング部、軸部及び軸受部より構成されていること。
- 三 装着時において、リング部は軸部が貫通する上レバーの穴から引き抜く方向に引いた線線上にあること。

四 リング部の塗色は、黄色仕上げとすること。

五 材質は、JIS G 四三〇九のSUS 三〇四に適合し、又はこれと同等以上の耐食性及び耐候性を有すること。

六 上方方向（エアゾール式簡易消火具を水平面上に置いた場合、鉛直方向から三十度以内の範囲をいう。）に引き抜くよう装着されていること。

七 安全栓に衝撃を加えた場合及びレバーを強く握った場合においても引き抜きに支障を生じないこと。

八 引き抜く動作以外の動作によつては容易に抜けないこと。

(保持装置)

第十五条 エアゾール式簡易消火具（自動車に設置するものを除く。）には、当該エアゾール式簡易消火具を安定した状態に保たせるため保持装置を設けなければならない。ただし、保持装置を用いず安定した状態を保つことができるものについては、この限りでない。

2 保持装置は、エアゾール式簡易消火具を容易に取りはずすことができる構造のものでなければならない。

(取手)

第十六条 エアゾール式簡易消火具の携帯又は運搬のために取手を設ける場合には、当該取手は、堅ろうで、かつ、エアゾール式簡易消火具の携帯又は運搬及び作動に適した寸法及び形状のものでなければならない。

(高圧ガス保安法の適用を受ける液化二酸化炭素用容器等)

第十七条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の適用を受ける液化二酸化炭素用容器は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 内容積は、充填する液化二酸化炭素の一グラムにつき一・五立方センチメートル以上であること。

二 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の定めるところによること。ただし、同規則第二条第二十六号の表液化炭酸ガスの項中「十九・六」とあるのは、「二十四・五」とする。

三 バルブ（高圧ガス保安法の適用を受けるものに限る。以下「容器弁」という。）又は作動封板を設けること。

2 前項第三号に規定する容器弁は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 弁箱は、JIS H 三二五〇に適合する材質又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有する材質を用いたものであること。

二 弁箱は、二十四・五メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。

三 容器弁を設ける容器内の液化二酸化炭素の温度を四十度とした場合の内部圧力に等しい圧力を気体圧力で五分間加える試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。

四 安全弁を設けること。

3 第一項第三号に規定する作動封板は、十七・五メガパスカル以上設計容器破壊圧力の四分の三以下の圧力を水圧力で加える試験を行った場合において、破壊されるものでなければならない。

4 第二項第四号に規定する安全弁は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 封板式であり、かつ、噴き出し口に封を施したものであること。

二 容器内の圧力を有効に減圧することができること。

三 みだりに分解し、又は調整することができないこと。

四 十七・五メガパスカル以上二十四・五メガパスカル以下の圧力で作動すること。

五 「安全弁」と表示したものであること。

(高圧ガス保安法の適用を受けない液化二酸化炭素用容器等)
第十八条 高圧ガス保安法の適用を受けない液化二酸化炭素用容器は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 内容積は、充填する液化二酸化炭素の一グラムにつき一・五立方センチメートル以上であること。

二 二十四・五メガパスカルの圧力を水圧力で二分間加える試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。

三 作動封板を設けること。

四 破壊されるときは、周囲に危険を及ぼすおそれが少ないこと。

2 前項第三号に規定する作動封板は、二十四・五メガパスカルの圧力を水圧力で加える試験を行った場合において、破壊されないものでなければならない。

(液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具に設けるホース等)
第十九条 液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具にホースを設ける場合には、当該ホースは、次の各号に掲げる試験を行ったときに、漏れ、亀裂、著しい変形その他の障害を生じないものでなければならない。

一 ホースを伸長した状態で、十六メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験

二 ホースの外径の五倍に等しい内径を有するようにホースを環状に曲げた状態で、十二メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験

2 液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具に放射ホーンを設ける場合には、当該放射ホーンは、非吸湿性であり、かつ、電気絶縁性のある強じんな材料を用いて造られたものでなければならない。

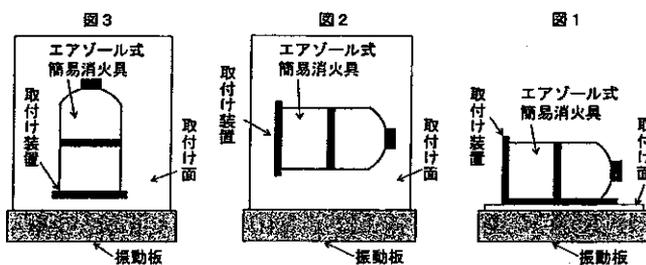
3 液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具に放射管又は結合金具を設ける場合には、当該放射管及び結合金具は、十六メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行ったときに、漏れ、離脱その他の障害を生じないものとし、かつ、放射管の周囲を熱の不良導体で被覆しなければならない。

(自動車に設置するエアゾール式簡易消火具)
第二十条 自動車に設置するエアゾール式簡易消火具は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 第四条第一項第四号に規定する自動車用クッション火災に対する消火性能を有するものであること。

二 温度八十三度以上八十七度以下の温水中に一時間浸す試験を行った場合において、破裂しないものであること。

三 次の図に示す取付け方法で全振幅二ミリメートル、毎分二千回の上下振動を、図 1 及び図 2 にあつては二時間、図 3 にあつては四時間加える試験を行った場合において、漏れ、亀裂、破断又は著しい変形を生じないものであり、かつ、当該試験を行った後、放射した場合において、第八条各号の規定に適合するものでなければならぬ。この場合において、保持装置を設けるエアゾール式簡易消火具にあつては、取付け装置に代え保持装置を取り付けて試験を行い、保持装置に著しい損傷その他の障害を生じないものであること。



備考 取付け面は、振動板に対して水平又は垂直とする。
 (電気火災に使用するエアゾール式簡易消火具)
 第二十一条 電気火災に使用するエアゾール式簡易消火具は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならぬ。
 一 消火剤が粉末又は液化二酸化炭素であること。
 二 一辺の長さが一メートルの正方形の金属板をノズルから次の表の上欄に掲げる距離に同表の下欄に掲げる交流電圧を加えた状態で配置し、当該金属板の中心に向けて放射した場合において、当該金属板とノズルとの間に流れる電流が〇・五ミリアンペア以下であること。

金属板とノズルの距離	金属板に加える交流電圧
五十センチメートル	三十五キロボルト
九十センチメートル	百キロボルト

(表示)

第二十二条 エアゾール式簡易消火具には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。
 一 エアゾール式簡易消火具という文字
 二 使用方法
 三 使用温度範囲
 四 放射時間
 五 放射距離(床面から一メートルの高さから水平に放射した場合において、ノズルから消火剤の大部分が到達する場所までの水平距離をいう。)
 六 製造年月
 七 製造者及び販売者名
 八 届出番号
 九 充填ガス及び消火剤の名称並びに容量又は質量
 十 取扱上の注意事項として次に掲げる事項
 イ 標準使用期間
 ロ 使用時及び廃棄時の安全な取扱いに関する事項
 ハ 第四条第一項第二号に規定する天ぷら油火災の消火性能を有するエアゾール式簡易消火具にあつては、天ぷら油火災を安全に消火するための火点からの距離等に関する事項
 ニ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 ホ 点検に関する事項
 ヘ 温度が四十度以上となる場所に置かない旨
 ト 一度放射したものは再使用しない旨
 チ 容器にさび、傷、変形等が生じた場合は速やかに交換する旨
 リ 関係法令の適用を受けるものにあつては、当該法令で定める事項
 ヌ その他取扱いに注意すべき事項
 2 エアゾール式簡易消火具は、次の表の上欄に掲げる火災の区分に応じ、適合するものについては、同表の中欄に掲げる絵表示を表示し、適合しないものについては、同表の下欄に掲げる絵表示を表示しなければならない。この場合において、絵表示の大きさは、一辺の長さが二センチメートル以上の正方形とし、かつ、適合するものに係る絵表示の直近に「適合する火災の初期消火に有効です。」の文字を表示しなければならない。

火災の区分	適合するものに係る絵表示	適合しないものに係る絵表示
小規模普通火災		
天ぷら油火災		

ストーブ火災		
自動車用クッション火災		
電気火災		

(注 炎は赤色とし、地色は白色とする。)

3 第一項第十号イ、ホ及びヘに規定する事項並びに前項に規定する「適応する火災の初期消火に有効です。」の文字については、JIS Z 八三〇五に規定するポイント以上の大きさの文字及び数字、それ以外の事項については、JIS Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

(基準の特例)

第二十三条 新たな技術開発に係るエアゾール式簡易消火具について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(消火器の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二条 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「消防庁長官が定める」を「消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十一条第五号に規定する」に改め、同条第十四号中「別表に」を「別表第一に」に改める。

第三十六条中「第二条第十五号」を「第二条第二十六号」に改める。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法第二十一条の三第一項に規定する法人であつて総務大臣の登録を受けた者が行う検定対象機械器具等についての試験を申請している消火器に係る試験については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火器及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火器に係る型式承認は、附則第二条の規定による改正後の消火器の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

○総務省令第二十七号

消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号)及び漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十四号)の施行に伴い、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第二十二條第二項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令

次の表の上欄に掲げる消防用機械器具等又は消火設備等について、消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の総務省令で定める技術上の基準の特例及び期間は、同表の中欄及び下欄に掲げるところによるものとする。

消防用機械器具等又は消火設備等	技術上の基準の特例	期間
消防用ホース	平成二十六年四月一日前の消防用ホースの技術上の規格に適合すること	十三年
結合金具	平成二十六年四月一日前の消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格に適合すること	十三年
漏電火災警報器	平成二十六年四月一日前の漏電火災警報器の技術上の規格に適合すること	十三年

注

一 型式承認とは、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の四第二項の型式承認をいう。

二 技術上の規格とは、消防法第二十一条の二第二項の技術上の規格をいう。

三 期間は、平成二十六年四月一日から起算するものとする。

附則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○総務省令第二十八号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成二十四年法律第五十一号)の施行に伴い、並びに消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第八条の二の二第一項(第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条の二第三項、第二十一条の三第三項及び第三十六条第一項において準用する第八条第二項並びに消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十二條第一項第三号、第二十九條の四第一項及び第四十八條第一項の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防法施行規則等の一部を改正する省令
(消防法施行規則の一部改正)

第一条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第二条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第三条 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十二年総務省令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(消防法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 消防法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十四年総務省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、消防法施行規則第四条の二の四の改正規定中「第三条の二第二項並びに法第八条の二第四項」を「第三条の二第二項、第四条第一項、第四条の二第二項」に改め、同令第三十九条の二の改正規定中「を」を「型式適合検定」に「の」の下に「第三十六条第一項及び前条第二項」を「第三十四条の五第二項及び第三十六条第一項」に「を」を加え、同令第五十一条の八の改正規定中「とあるのは」を「令第四十六条」と「の下に」「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と「を加える」を「防火管理者」とあるのは「防火管理者」と読み替えるものとする」を「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と「防火管理者」とあるのは「防火管理者」と読み替えるものとする」を「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と「防火管理者」とあるのは「防火管理者」と読み替えるものとする」を「防火対象物」とあるのは「建築物その他の工作物」と「防火管理者」とあるのは「防火管理者」と読み替えるものとする」に改める、同令第五十一条の九の改正規定中「改め、同条後段を削る」を「第四条第一項中「別記様式第一号の二の二」とあるのは「別記様式第十五号」と「を」を「第三条の二第二項中「防火管理者」とあるのは「防火管理者」と」に改める、同令第五十一条の十二の改正規定を次のように改める。

第五十一条の十二第二号中「第四条第一項、法第三十六条第一項において準用する法第八條の二第二項」を「第三条の二第二項、第五十一条の二の二において準用する第四条第一項、第五十一条の三の三において準用する第四条の二第二項」に改める。

第五十一条の三の三において準用する第四条の二第二項に改める。

第五十一条のうち、消防法施行規則第五十一条の十五の改正規定の次に次のように加える。

第五十一条の十六第二項中「別記様式第一号の二の二」を「別記様式第一号の二の二の二の三」に、「別記様式第十六号」を「別記様式第十四号」に、「別記様式第十七号」を「別記様式第十五号」に改める。

第一条のうち、消防法施行規則別記様式第一号の十一の次に一様式を加える改正規定を次のように改める。
別記様式第一号の十一の次に次の様式を加える。
別記様式第一号の十二(第34条の7図案)

日本消防検定協会 監		年 月 日	
(登録決定機関)		〒	
申請者	住所	氏名	(法人の場合は、名、姓及び代表者氏名)
電話番号	電話番号		
下記について、データ審査方式を申請します。			
種 別			
型 式			
型 式 番 号			
登録実施場所			
備 考			

備考 (イ)申請の地域は、日本消防検定協会(A4)とする。
第一条のうち、消防法施行規則別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削る改正規定を次のように改める。
別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削り、別記様式第十六号を別記様式第十四号とし、別記様式第十七号を別記様式第十五号とする。
附則第二号中「並びに同令第五十一条の九の改正規定」を「同令第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十一、第五十一条の十二、第五十一条の十三、第五十一条の十四、第五十一条の十五及び第五十一条の十六の改正規定」に改め、別記様式第一号の二及び別記様式第一号の二の二の改正規定、同令別記様式第一号の二の二の二を別記様式第一号の二の二の三とし、別記様式第一号の二の二の次に二様式を加える改正規定並びに同令別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削り、別記様式第十六号を別記様式第十四号とし、別記様式第十七号を別記様式第十五号とする改正規定」に改める。
附 則
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第百三十三号

消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号)及び漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十四号)の施行に伴い、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第二十二条第二項の規定に基づき、総務大臣が定める日は次のとおりとする。

平成二十五年三月二十七日

平成二十九年四月一日

総務大臣 新藤 義孝

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○消防庁告示第二号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第三項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二條第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号口の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成十三年消防庁告示第三十六号)の全部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十五年三月二十七日

消防庁長官 岡崎 浩巳

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第三項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二條第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号口の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助放水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水用器具並びに連結送水管の放水口及び放水用器具の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 放水用設備 屋内消火栓設備の屋内消火栓(スプリンクラー設備にあつては、スプリンクラー設備の補助放水栓)、消防用ホース、消防用ホース収納部及びノズルから構成される設備(放水用設備を天井に設置する場合は、降下装置を含む。)であつて、次に掲げるものをいう。
- (一) 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)第三十一条第一号の規定に適合するものであつて、(二)以外のもの
- (二) 令第三十一条第三項第一号及び規則第十二条第七号へた、たし書の規定に適合するもの

(三) 令第三十一条第三項第二号イの規定に適合するもの

(四) 令第三十一条第三項第二号ロの規定に適合するもの

(五) 規則第十三条の六第三項の規定に適合するもの

(六) 規則第十三条の六第三項の規定に適合するもの

(七) 屋内消火栓設備の屋内消火栓、屋内消火栓設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

(八) スプリンクラー設備の補助放水栓、スプリンクラー設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

(九) 連結送水管の放水口、連結送水管のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

三 使用圧力範囲 消火栓弁の機能に支障を生じない一次側(本体への流入側をいう。)の圧力の範囲をいう。

四 減圧装置 消火栓弁の放水圧力を減じる装置をいう。

五 消防用ホース収納部 消防用ホースを収納する部分をいう。

六 ノズル 消防用ホースの先端に結合し、放水する器具をいう。

七 降下装置 消防用ホースを降下させるための装置をいう。

第三 放水用設備の構造及び機能

放水用設備の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 放水用設備は、耐久性を有し、かつ、ほこり、湿気等によつて機能に異常を生じない構造であること。

二 次に掲げるものは、消防用ホースの操作を行うときに損傷を生じない位置に設けること。

(一) 加圧送水装置の起動装置(放水用設備に加圧送水装置の起動装置を設ける場合に限る。)

(二) 加圧送水装置の始動を示す表示灯

(三) 放水用設備の位置を示す表示灯

三 第二号(一)から(三)までに掲げる放水用設備(以下「簡易操作型放水用設備」という。)は、次によること。

(一) 消防用ホースの延長及び収納の操作並びに保守点検を容易に行うことができるものであること。

(二) 簡易操作型放水用設備の前面において壁面に設置する消防用ホースの延長操作を行った場合又は簡易操作型放水用設備の直下の床面において天井に設置する消防用ホースの延長操作を行った場合に、いずれの方向にも引き出せること。

(三) 消防用ホースの延長、放水及び収納の操作(降下装置の操作を含む。)を十五回行った場合に、一人で当該延長、放水及び収納の操作を行うことができ、かつ、機能に異常を生じないこと。

(四) ノズル開放時の放水反力は、二百ニュートン以下であること。

四 簡易操作型放水用設備の消防用ホース収納部にあつては、次によること。

(一) 消防用ホースを円筒形状の消防用ホース収納部(以下「ホースリール」という。)に巻き取つて収納するもの、両側に軸受を有するホースリールにあつてはその中央に、片側に軸受を有するホースリールにあつては軸受の反対側の端に、当該ホースリールの質量に収納される消防用ホース及び当該消防用ホースに充水された水の質量を加えた荷重の二倍の荷重を二十四時間かけた場合に、亀裂、著しい変形等を生じないこと。

(一) 以外のもの、両側に支持金具又は軸受を有するものにあつては消防用ホース収納部の中央に、片側に支持金具又は軸受を有するものにあつては軸受の反対側の消防用ホース収納部の端に、当該消防用ホース収納部の質量に消防用ホース及び収納状態において消防用ホースに充水することのできるものにあつてはその水の質量を加えた荷重の二倍の荷重を二十四時間かけた場合に、亀裂、著しい変形等を生じないこと。

(二) 消防用ホースに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加え、JIS (工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。) A 五七〇五に適合する滑らかなビニール又は同等の滑らかなビニール床タイル若しくはシートの床面上を毎時五キロメートルの速度で、収納されている消防用ホースの全体を延長する操作を行った場合に、消防用ホースを延長するために要する力は、いずれの方向及び延長位置においても、次の表の上欄に掲げる簡易操作型放水設備の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値以下であること。

簡易操作型放水設備の種類	消防用ホースの延長操作に要する力
第二一号(一)に掲げる放水設備	二百ニュートン
第二一号(二)から(四)までに掲げる放水設備	百ニュートン

(四) しゅう動部又は回転部を有するものにあつては、当該部分を耐食性材料で造り、かつ、しゅう動又は回転によつて機能に異常を生じない構造であること。

五 第二一号(二)から(四)までに掲げる放水設備に加圧送水装置の起動装置を設ける場合にあつては、次によること。

- (一) 加圧送水装置の起動装置の充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
- (二) 加圧送水装置の起動装置の配線は、十分な電流容量を有し、接続が的確であること。
- (三) 加圧送水装置の起動装置には、防水措置を講ずること。
- 六 簡易操作型放水設備を天井に設置する場合は、次によること。
 - (一) 降下装置は、床面からの高さが一・八メートル以下の位置に設けるとともに、操作しやすい構造とし、簡易操作型放水設備の機能に障害を与えないものであること。
 - (二) 降下装置を操作した場合に、消防用ホースを床面からの高さが一・五メートル以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。
 - (三) 降下装置を操作した場合に、消防用ホースの延長及び放水の操作が安全に行える速度で降下するものであること。

第四 消火栓弁の構造及び機能

- 消火栓弁の構造及び機能は、次に定めるところによる。
- 一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具(以下「消防用ホース用結合金具」という。)とし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号。以下「結合金具規格省令」という。)第七条に規定する差込式差し口に、ねじ式のものにあつては同令第九条に規定するねじ式差し口に適合するものであること。
 - 二 配管との接続部は、配管と容易かつ確実に接続できるもので、かつ、その内径がホース接続口の呼称以上であること。

三 減圧装置を内蔵するものにあつては、次によること。

(一) 減圧装置は、使用圧力範囲内において有効に放水圧力を減じることができる性能を有すること。

(二) 減圧装置は、目づまりしない構造であること。

(三) 減圧装置は、最高使用圧力(使用圧力範囲の最大値をいう。以下同じ。)に耐えることのできる強度及び耐食性を有する材料を用い、流水により性能に支障を生じない構造であること。

(四) 減圧装置の一次側に消火栓弁の最高使用圧力の一・五倍(連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル)の水圧力を、二次側に減圧装置の設定圧力の一・五倍の水圧力を三分間加えた場合において、亀裂、著しい変形、漏水等を生じないこと。

四 開閉弁は、次によること。

(一) 次の表の上欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる操作力以下で、手動により全開することができ、かつ、全閉することができるものであること。ただし、自動式の開閉弁(以下「自動式開閉弁」という。)にあつては、この限りでない。

呼 称	操作力(ニュートン)
二十五	百五十
三十	二百
四十	二百
五十	二百
六十五	二百五十

(二) 自動式開閉弁にあつては、次に適合するものであること。

イ 消防用ホースを用いて放水しようとするときに自動的に全開するものであること。

ロ 手動により開閉できる構造であること。

第五 消火栓弁の材質

消火栓弁の材質は、次に定めるところによる。

一 パッキン以外の部品又は部分の材料は、次のいずれかに適合するものであること。

- (一) JIS H 五一二〇、G 五五〇一又は G 五一一一
- (二) (一)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの
- (三) (一)又は(二)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの
- (四) さびの発生により機能に著しい影響を及ぼすおそれのある部分については、有効な防錆処理を施したものであること。

二 開閉弁のパッキンの材料は、JIS K 六三三三Ⅲ類又はこれと同等以上の強度及び耐老化性を有するものであること。

第六 消火栓弁の漏水試験

- 消火栓弁の漏水試験は、次に定めるところによる。
- 一 開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力以下(連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル以下)の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。
 - 二 開閉弁を全開した状態において、最高使用圧力以下(連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル以下)の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。

第七 消火栓弁の耐圧試験

消火栓弁の耐圧試験は、次に定めるところによる。
 一 開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力の1.5倍（連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル）の水圧力を三分間加えた場合に、亀裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものであること。
 二 開閉弁を全開した状態において、最高使用圧力の1.5倍（連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル）の水圧力を三分間加えた場合に、亀裂、著しい変形、漏水等が生じないものであること。

第八 消火栓弁の曲げ試験

消火栓弁は、固定された受け口とかん合した状態において、最高使用圧力（連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル）の水圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を加えた場合に、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならない。

$$M = \frac{1}{2} \rho \cdot g \cdot L \cdot r \cdot \sin^2 \theta$$

第九 消火栓弁の開閉試験

開閉弁は、最高使用圧力の水圧力を加えた全閉状態から全開し、再び全閉する操作を百回行った場合に、機能に異常を生じないものでなければならない。

第十 消火栓弁の等価管長

消火栓弁の弁箱は、水により等価管長を測定した場合に、その値が、次の表の上欄に掲げる消火栓弁の形状及び同表中欄に掲げる呼称に依り、同表下欄に掲げる数値以下でなければならない。

形 状	呼 称	等価管長（メートル）	玉型弁	
			九十度型	百八十度型
アングル弁	二十五	六・〇	六十五	二十五
	三十	七・〇	五十	三十
	四十	八・〇	四十	四十
	五十	十・〇	三十	五十
	六十	十五・〇	二十五	六十
	六十	十五・〇	二十	六十
	六十	十五・〇	十五	六十
	六十	十五・〇	十	六十
	六十	十五・〇	五	六十
	六十	十五・〇	二	六十

第十一 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能

消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能は、次に定めるところによる。
 一 消防用ホースは、最高使用圧力で使用した場合に、機能に異常を生じない構造であること。
 二 消防用ホース用結合金具は、その使用圧が消防用ホースの使用圧以上のものであること。
 三 消防用ホースに消防用ホース用結合金具が装着された部分（以下「消防用ホースと結合金具の装着部」という。）は、次に掲げる試験に適合するものでなければならない。
 (一) 強度試験 消防用ホースと結合金具の装着部を一・八キロニュートンで引張った場合に、ずれ、亀裂、著しい変形等が生じないこと。
 (二) 耐圧試験 (一)の試験を行った後に、平ホースを用いるものにあつては消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第十二条の規定の例により、保形ホースを用いるものにあつては同令第二十四条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形、漏水等が生じず、濡れホースを用いるものにあつては同令第四十二条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形等が生じないこと。

第十二 ノズルの構造及び機能

ノズルの構造及び機能は、次に定めるところによる。
 一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホース用結合金具とし、差込式のものにあつては結合金具規格省令第八条に規定する差込式受け口に、ねじ式のものにあつては同令第十条に規定するねじ式受け口に適合するものであること。
 二 最高使用圧力に耐えることのできる強度及び耐食性を有する材料を用い、流水により機能に異常を生じない構造であること。
 三 簡易操作型放水用設備に用いるノズルは、前二号に定めるところによるほか、次にすること。

- (一) 握手部分を設けること。
- (二) 次のイ又はロに掲げる方法により放水ができること。ただし、第二一号(二)に掲げる放水用設備にあつては、ロによること。
 - イ 棒状の放水
 - ロ 棒状の放水及び噴霧状の放水の切替え
- (三) 簡易操作型放水用設備に用いるノズルの性能は、次の表の簡易操作型放水用設備の種類に応じ、それぞれ同表に掲げる基準を満たすものであること。

第二一号(二)に掲げる放水用設備	簡易操作型放水用設備の種類	棒状の放水		噴霧状の放水	
		放水量	ノズル先端の高さ一メートルにおける射程	放水量	噴霧角三十度ノズル先端の高さ一メートルにおける射程
〇・一七メガパスカル以上	ノズル先端の高さ一メートルにおける射程	百三十リットル以上	七メートル以上	百三十リットル以上	噴霧角三十度ノズル先端の高さ一メートルにおける射程

第二第一号(三)及び(四)に掲げる放水設備	バ・ス・カ・ル以上	六十リットル以上	上十メートル以上	六十リットル以上かつ、放水量の百分三十五を超えないこと	棒状放水時の五十パーセントを超えること
第二第一号(四)に掲げる放水設備	バ・ス・カ・ル以上	八十リットル以上	上七メートル以上	八十リットル以上かつ、放水量の百分三十五を超えないこと	

第十三 表示
表示は、次に定めるところによる。
一 放水設備には、次に掲げる事項を当該放水設備又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
(一) 製造者名又は商標
(二) 製造年
二 簡易操作型放水設備には、前号のほか、次に掲げる事項を当該簡易操作型放水設備又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示するとともに、当該簡易操作型放水設備の性能、点検方法及び注意事項を記載した説明書を備え付けること。
(一) 操作手順を示す絵表示
(二) 一人で放水操作が可能である旨
(三) 天井に設置するものである場合にはその旨
(四) 最高使用圧力
(五) 設計圧力損失値(消防用ホースを消防用ホース収納部から延長して放水した場合における圧力損失の最大値をいう。)

三 天井に設置する簡易操作型放水設備の降下装置には、降下装置である旨を、当該降下装置又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
四 消火栓弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
(一) 製造者名又は商標
(二) 製造年
(三) 型式番号
(四) 呼称
(五) 屋内消火栓設備の屋内消火栓及びスプリンクラー設備の補助散水栓にあつては、最高使用圧力
(六) 開閉弁の開閉方向

五 ノズルには、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
(一) 製造者名又は商標
(二) 製造年
(三) 呼称
(四) 簡易操作型放水設備に用いるものにあつては、次の事項
イ 型式記号
ロ 開閉位置又は開閉方向
ハ 棒状及び噴霧状の放水の切替えができるものにあつては、棒状及び噴霧状の放水の切替え位置
附則
(施行期日)
1 この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。
2 平成二十六年三月三十一日までの間は、第四第一号中「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号。以下「結合金具規格省令」という。第七條に規定する差込式差し口」とあるのは「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の規格を定める省令(平成四年自治省令第二号。以下「差込式結合金具省令」という。第五條に規定する差し口」と、同令第九條に規定するねじ式差し口」とあるのは「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第三号。以下「ねじ式結合金具省令」という。第五條に規定する差し口」と、第十一第三号(中「消防用ホースの規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)第十二條」とあるのは「消防用ホースの規格を定める省令(昭和四十二年自治省令第二十七号)第十三條」と、同令第二十四條」とあるのは「同令第四十一條」と、「同令第四十二條」とあるのは「同令第三十條」と、第十二第一号中「結合金具規格省令第八條に規定する差込式受け口」とあるのは「差込式結合金具規格省令第六條に規定する受け口」と、「同令第十條に規定するねじ式受け口」とあるのは「ねじ式結合金具省令第六條に規定する受け口」と読み替えるものとする。
(経過措置)

3 この告示の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成二十六年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水器具並びに連結送水管の放水口及び放水器具のうち、改正後の屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準第三、第四(第四第二号の規定を除く)、第十一、第十二及び第十三(第十三第四号の規定を除く)の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
○消防庁告示第三号
エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十六号)の施行に伴い、エアゾール式簡易消火具に関する件(昭和五十七年消防庁告示第六号)は、廃止する。
平成二十五年三月二十七日
附則
この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
消防庁長官 岡崎 浩巳

事務局だより

◎組合の主な予定

- 4月10日 通常総会の公告
- 4月26日 4月度理事会
- 5月23日 通常総会（第46回）

◎組合員情報

事務所移転 三協防災（株）
新住所 〒143-0013
東京都大田区大森南5-3-13
TEL 03-6423-2130
FAX 03-6423-2140

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願ひします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願ひいたします。